

官報

号外
令和五年四月十九日

○第二百一十一回 参議院会議録第十六号

令和五年四月十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十六号

令和五年四月十九日

午前十時開議

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。加藤勝信厚生労働大臣。

藤勝信厚生労働大臣。

〔国務大臣(加藤勝信君) ただいま議題となりま

○国務大臣(加藤勝信君) ただいま議題となりま

令和五年四月十九日 参議院会議録第十六号

議事日程追加の件 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

した全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎える中で、人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、全ての世代が公平に支え合い、持続可能な社会保障制度を構築することが重要です。こうした状況を踏まえ、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代が能力に応じて社会保障制度を公平に支え合う仕組みを構築するとともに、地域において質の高い医療及び介護サービスを効率的かつ効果的に提供し、社会保障制度の持続可能性を高めることを通じて、全ての世代が安心して生活することができる全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築することを目的として、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、こども・子育て支援の拡充を図るため、出産育児一時金に係る費用の一部について、後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入するとともに、国民健康保険の保険料について、産前産後期間における被保険者の保険料を免除し、その免除相当額を公費で支援する制度を設けます。第二に、高齢者の医療を全世代で公平に支え合うため、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支

援金の伸び率が同じとなるように見直します。

また、前期高齢者に係る医療給付費等を保険者間で調整する仕組みについて、被用者保険者において報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行うとともに、健康保険組合に対する交付金事業への財政支援の導入や、後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行うこととします。

第三に、医療保険制度の基盤強化等を図るため、都道府県医療費適正化計画の記載事項を充実し、計画の目標設定に際しては、医療及び介護サービスを効果的かつ効率的に組み合わせた提供等の重要性に留意することとする。また、都道府県ごとに保険者協議会を配置として計画の策定・評価に関与する仕組み等を導入します。

また、都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間の法定化等を行うとともに、経過措置として存続する退職者医療制度について、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止することとします。

第四に、医療及び介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化を図るため、かかりつけ医機能について、国民への情報提供を強化するとともに、かかりつけ医機能の報告を踏まえて地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な事項について協議を行い、当該協議の結果を踏まえて医療や介護の各種計画に反映することとします。

また、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集及び提供等を行う事業を一体的に実施するとともに、医療法人及び介護サービス事業者の経営情報に係るデータベースの整備や、地域医療連携推進法人制度において一定要件の下で個人立の病院等が参加できる仕組みの導入、出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度に係る期限の延長等を行うこととします。最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和六年四月一日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(尾辻秀久君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がございます。順次発言を許します。こやり隆史君。

(こやり隆史君登壇、拍手)

○こやり隆史君 自由民主党のこやり隆史でございます。

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となりました法律案につきまして質問をさせていただきます。

まず、子ども・子育て政策について伺います。昨年の出生数は八十万人を下回り、出生数の低下は予想以上です。経済活動の活性化や社会保障機能の安定性を図るためにも、大胆な政策を実行し、このトレンドを反転させていかなければなりません。これには未来への投資とその原資が必要となります。

思い返せば、政権交代前、あの経済低迷期、我が国の税収は四十兆円前後にすぎませんでした。それが自公政権の十年間、税収はコロナ禍を乗り越えながら過去最高を繰り返し、令和五年度予算では約七十兆円と、三十兆円の増加となっています。重要なのは、適切な経済財政運営を継続し、必要な投資は惜しまずに行っていくことでございます。

既に政府は、出産費用の上昇に対応し、本年四月、出産育児一時金を四十二万円から五十万円に引き上げました。また、本法により、フリーランスや自営業者などが入る国民健康保険についても、産前産後期間における保険料が免除されることとなります。

さらに、先月立ち上げられましたこども未来戦略会議におきまして、六月の骨太方針までに、将来的な子供算増に向けた大枠をまとめていくこととなります。

そこで、岸田総理には、従来の政策とは次元が

異なる点に思えることも、子育て支援加速化プランを、社会全体の理解を得ながら実行していただきたいと思います。その決意と意思を伺います。

次に、持続可能な社会保障制度の構築について伺います。

我が国の安全と安心を確保する柱の一つは、国民皆保険であります。まさに世界に誇る優れた制度として今後も維持すべき大切なものです。一方、人口構造や社会経済の状況の変化に合わせて、持続可能な制度を見直していかねば、持続可能性を高めることはできません。

総理には、不転転の覚悟で、様々な改善を模索しながら国民皆保険を守り抜いていくという決意をお伺いします。

その上で、以下、厚労大臣に個別の措置について伺ってまいります。

現在、医療におきまして後期高齢者が保険料で賄う割合は、現役世代からの支援に負うところが大きくなっています。そして、年々、現役世代の負担となる後期高齢者医療支援金は、後期高齢者の一人当たりの保険料よりも負担が増え続けています。

今回の法改正では、後期高齢者医療保険制度においても、持続可能な高齢者負担率となるよう設定方法を見直すこととなりますが、その考え方と見直し内容について伺います。

健康保険組合については、その平均保険料率が上昇傾向にあるほか、協会けんぽ以上の保険料となつていく独自の健康保険組合が増えていきます。財政状況が悪化した健康保険組合が相次いで解散すれば、健康保険全体への影響も懸念されます。

政府は、どのように健康保険組合の持続可能性の向上と被用者保険における負担能力に応じた格差是正の強化を図っていくのでしょうか。

高齢化の進展に伴い、治し、支える医療の重要性は高まり、かかりつけ医が果たすべき役割も増

しているところがございます。かかりつけ医がいる方々は全体の半分強にすぎません。また、高齢者への医療・介護サービスの質を向上させるには、医療と介護を連携させるデジタル等の活用も重要になってまいります。ただ、介護施設では、人員、人材の不足感が強い中、デジタル化によるコストや業務負担、機器の扱い不慣れの懸念などもございます。

高齢化に対応した質の高い医療・介護サービスを実現していくためには、かかりつけ医療機能を実現する医療機関を国民の中にしっかりと浸透させていくこと、また、医療と介護を連携させるデジタル化を普及させていくことが大切となります。これらにどのように対処していくか考えようか。この点を確認して、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) こやり降参議員の御質問にお答えいたします。

こども・子育て支援加速化プランの施行に向けた決意等についてお尋ねがありました。

子ども・子育て政策については、先日、小倉大臣が取りまとめたたたき台において、少子化対策は瀬戸際にあるとの認識の下、今後三年間を集中取組期間として、こども・子育て支援加速化プランに取り組むこととしております。今後、私を議長とするこども未来戦略会議において、必要な政策強化の内容、予算、財源について更に具体的な検討を深め、六月の骨太方針までに将来的な子供予算倍増に向けた大枠をお示してまいります。

若い世代が希望どおり結婚をし、希望する誰もが子供を持ち、ストレスを感じることなく子育てができる、子供たちがいいかなる環境、家庭状況にあつても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる、そうした社会を目指し、世代や立場を超えた国民お一人お一人の理解と協力を得ながら、子ども・子育て政策を大胆に、強力に前に進

めてまいります。

国民皆保険の堅持についてお尋ねがありました。本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎える中で、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代が能力に応じて社会保障制度を支え合う仕組みを構築すること、これが重要であります。

このため、今回の改革では、出産育児一時金を五十万円に大幅に増額し、あわせて、子育てを全世代で支援する観点から、出産育児一時金に要する費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入するとともに、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直しを行うこととしております。あわせて、医療、介護の連携機能や、かかりつけ医療機能の制度化を含む医療提供体制等の基盤強化等を図ることとしております。

今後とも不断の改革を通じて、世界に冠たる国民皆保険制度を持続可能なものとし、将来にわたって国民が安心して医療を受けられる基盤を堅持してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕

○国務大臣(加藤勝信君) こやり降参議員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者負担率の見直しについてお尋ねがありました。

本法案では、後期高齢者医療制度の創設以来、後期高齢者の保険料の伸びを現役世代が負担する支援金の伸びが大きく上回っていることを踏まえ、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう、すなわち後期高齢者と現役世代の負担の伸び率が同じとなるよう制度を見直すこととして

います。その際、高齢者全員に一律の負担をお願いするのではなく、低所得の方々への負担増が生じないよう、負担能力に応じた負担とすることと

に、激変緩和措置を講じることとしております。

こうした見直しにより、後期高齢者医療制度を、現役世代の負担の上昇を抑制しつつ、負担能力に応じ、全世代で公平に支え合う仕組みに見直します。

健康保険組合の持続可能性などについてお尋ねがありました。

本法案では、急増する高齢者の医療費について、現役世代の負担の上昇を抑制するため、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率を見直すこととしております。また、被用者保険者間で二倍を大きく超える保険料率の格差が生じている現状を踏まえ、世代間のみならず世代内でも負担能力に応じた仕組みを強化する観点から、前期高齢者の医療給付費を保険者間で財政調整する仕組みにおいて、被用者保険者間では報酬水準に応じた調整を導入し、あわせて、企業の賃上げ努力を促進する形で健康保険組合に対する既存の支援を見直すとともに、更なる支援を行うこととしております。

質の高い医療・介護サービスの実現についてお尋ねがありました。

本法案では、国民、患者がかかりつけ医療機能を提供する医療機関を適切に選択できるように情報提供を強化するとともに、医療機関が協議を通じて在宅医療の提供や介護サービス等との連携などのかかりつけ医療機能の内容を強化し、地域で必要な機能を確保するほか、医療機関や介護事業所等の関係者間で利用者の介護情報などを電子的に閲覧できる情報基盤の整備などを行うこととして

います。今後、高齢化の進展などに伴い、地域の医療、介護の担い手の確保が困難になる中で、こうした制度整備を通じて、医療、介護間の連携を強化し、全ての国民がそれぞれの地域において質の高い医療・介護サービスを必要に応じて受けることができる体制を確保してまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 高木真理君。

(高木真理君登壇、拍手)

○高木真理君 立憲民主・社民の高木真理です。会派を代表して、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する質疑を行います。

冒頭、去る十五日、総理が遊説先の和歌山市で爆発物による襲撃を受けた事件につき、一言申し上げます。

いまだ背景は不明ながら、いかなる理由があっても、暴力による言論封じは断固として許されません。総理も暴力に屈せず、その後の遊説日程を継続されましたが、改めて選挙という言論を闘わせる機会への暴力を断じて許さない、このことを確認して、質問に入ります。

最初に、天下り問題について伺います。

国交省の元次官が民間企業に乗り込み、社内人事に露骨に介入した案件には、まだこんなことをやっているのかと唖然とさせられました。我が党は先日、衆議院において、各省庁幹部の再就職先の予備的調査を要求していますが、政府こそが率先して同様の調査を行い、再就職先が指定席化していないかなど、天下りの実態を明らかにすべきです。総理の答弁を求めます。やる気がないのなら、その理由もお答えください。

次に、本法案の名称について伺います。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案、大変立派な名前です。十一本の束ね法案で、異なる内容をまとめるために、大風呂敷でないといふまでもないかもしれませんが、しかし、中身は、これらの改正を行っても、決して全世代に持続可能な社会保障制度を保障できるような内容ではありません。現役世代の負担を増やさぬよう後期高齢者に負担を求めるもの、被用者保険間での負担の調整、ピントのずれたかかりつけ医療機能の創設、どれも決して安心の社会保障を感じさせる規模の改革ではありません。

誇大広告とも言えるタイトルを付けるぐらいなら、もはや悪弊と化した束ね法案をやめ、それぞれの改正内容が分かりやすい個別の法案として国会の審議を仰ぐべきだったと考えますが、岸田総理の見解を伺います。

出産育児一時金の引上げにつき伺います。

異次元の子育て支援に取り組もうとする岸田政権。六月の骨太の方針までは財源を含めた内容の全貌が見えないのですが、先行してこの四月一日から、出産時に自己負担が出て産めないとならぬよう、四十二万円から五十万円に産産育児一時金の引上げが行われました。

しかし、この引上げで自己負担がなくなるのか疑問です。産院側にも、物価高騰等、必要な値上げもあるかと思いますが、それを越えた便乗値上げも出かねません。これをどう防ぐのか、厚生労働大臣の御見解を伺います。

また、出産費用は、地域、施設によってばらつきが大きいのが現状です。これを理由に、政府はこれまで、保険適用は向かないと繰り返し説明してきたところです。しかし、三月末になって、出産費用の保険適用検討会という報道が出ました。保険適用が無理だから出産育児一時金であり、その財源に後期高齢者にも負担をお願いしたいと法案審査を国会に依頼している最中に、それを全く否定するような上書き提案を報道に発表するとはどういうことなのでしょう。

私たちは、保険適用を決めるまでの一時しのぎの提案を審議させられるのでしょうか。そうであるならば、一旦法案を取り下げ、ちゃんとした制度設計を考えたから出し直すべきではないですか。総理、お答えください。

財源を後期高齢者医療広域連合から徴収する点についても伺います。

かつては高齢者にも負担をお願いしたことがあり、改めて今回、世代間の支え合いとしてお願いするとのことですが、そもそも、後期高齢者制度創設は、後期高齢者に係る医療費とその負担を明

確にすべく設計したのではないですか。出産、育児に係る一時金を後期高齢者の負担に求めることは後期高齢者制度の自己否定にならないのか、総理の見解を伺います。

そもそも、費用負担は制度設計に沿って国民に説明を果たし、お願いするのが原則です。財政が苦しいからといって、負担増が分らないよう違う名目のところに忍び寄り、ひっそりと取るやり方は不誠実です。恐怖ですらあります。このことをこの際、指摘しておきたいと思います。

後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率を同じとする改正点について伺います。

我が国の少子高齢化のスピードは予想を超えるものがあり、健康保険財政への影響は大きいものがあります。よって、これ以上現役世代が苦しくならぬよう、高齢者世代の増加も加味した制度への変更は理解できます。

しかし、後期高齢者には、くだんの出産育児一時金への負担も課される上、既に医療費窓口負担の一部二割化や、介護サービス利用料の二割、三割負担なども課されています。その上、当該保険料の伸び率を現役世代の後期高齢者支援金の伸び率と合わせると、更に負担が増えるとなると、高齢者の暮らしは大丈夫でしょうか。年金アップは、物価高、エネルギー価格高騰に全く追いついていないのです。

これまでの負担増の影響を含め、具体的な後期高齢者への影響額のシミュレーションをお示しいただき、高齢者の困窮を本心に招かないのか、厚労大臣の御説明をお願いします。

今回、被用者保険において、前期財政調整における報酬調整の導入を、加入者数に応じた調整に加え、報酬水準に応じた調整とすることが盛り込まれました。負担能力に応じた調整機能とすることとは理解します。しかし、こうした改正も、どの保険組合も財政的に厳しくなり、解散する組合も出てきていることに鑑みると、今回のように、苦

しさを横に調整し合うだけの仕組みでは解決しない問題が横たわっていると思います。

根本的な解決に取り組む必要があるのではないかと考えますが、総理の御見解を伺います。

かかりつけ医療機能の法定化について伺います。急増する高齢者の医療・介護ニーズに応えようと思いが、この法案では、その狙いが何なのか見えてきません。大病院へのアクセスを抑えて医療費を抑制したいのが狙いなのか、生活習慣病などの予防医療を充実させたいのが狙いなのか、パンデミック時に診療拒否を出さないためなのか、そもそも高齢者増に医療供給が追いつかない懸念への対応なのか。一体どれでしょう。何を狙いとするのかでかかりつけ医の詳しい定義が変わります。これを曖昧にかかりつけ医療機能としているため、ただの全国共通フォーマットの医療機関リストができるにすぎない内容になっているのではないのでしょうか。

何をかりつけ医療機能とするかの要件を法律に書かないのはなぜなのでしょう。総理に伺います。当法案では、かかりつけ医療機能の報告制度を創設、外来医療に関する地域関係者との協議の場で必要な機能を確認する具体的方策を検討、公表することになっています。身近な地域における医療、介護の連携体制のため、情報基盤を整えて閲覧提供の内容も含まれていますが、これらも実際の地域においては地域包括ケアシステムの構築が行われています。

高齢者の急増する医療ニーズに応えるには、医療、介護の連携は欠かせません。よって、取組の推進には賛同しますが、それだけで足りるかといえ、そうではありません。そもそも医療の提供量自体を増やさないと対応できないのではないのでしょうか。

医師、看護師等、医療従事者の養成増の必要性について、総理の御見解を伺います。

次に、当法案の立派な名称に合わせた社会保障制度の抜本改革の必要性について伺います。

急速な少子高齢化社会に対応した社会保障制度の構築は容易なことではありません。現役世代の負担が過重になれば、少子化の進行を加速させます。実際、若い世代では、漠然とした制度の持続性への不安から、年金の掛金を納めない人も増えています。二〇二三年度の国民負担率は四六・八％になる見通しと先般財務省から発表がありました。当法案にあるような微調整や小手先の継ぎはぎ対策では、国民に安心は生まれません。

年金や医療保険の給付がこれから十分に受けられる社会になるかという不安、その制度を持続可能にするためにどこまで負担が広がっていくのかという不安、これらをしっかりと払拭するには、今こそ、立派な法案名に合う持続可能な社会保障制度を国民全体の議論の下、それを支える税制改革や社会保障料改革を含めてトータルに示すことが必要ではないでしょうか。総理、答弁を求めます。

当法案提案の背景にある少子化問題に対応するための財源について伺います。

次元の異なる少子化対策に臨むと総理はおっしゃいますが、たたき台と言われるメニューも、財源不明で何を実現するのか分かりません。財源について、参議院予算委員会、辻元議員に財務大臣は、防衛費四十三兆円の捻出のため、これ以上絞れないところで歳出改革をするとのことでありました。もう少子化対策には一円も残っていないということでもあります。増税か、社会保険負担の増か、借金かしかありません。どのようにお考えか、総理、お示しください。

今年のアメリカの雑誌「タイム」は、今年十三日、恒例の世界で最も影響力のある百人を発表、日本から岸田文雄首相を選出しました。総理はさぞかしお喜びのことと思います。しかし、評価されたポイントは防衛費を二倍にしたことだそうで

す。それは国民にとって喜ばしい話なのでしょうが。

北朝鮮からのミサイルが今月十三日にも発射されました。度重なる危険な軍事行動に断固抗議しますが、私はこれまで、ミサイル発射の報に接するたび、飢える国民がいるなら、なぜその費用を国民が食べられる費用に回さないのかと疑問に思っております。しかし、はたと気が付きました。これは私たちへの問いかけでもあるのだと。我が国でも、コロナ禍で生活が苦しくなる人が急増し、子供たちの中には一日一食で成長が妨げられている子がいます。上がない賃金の下、体が壊れそうに働いても貧困から抜けられないワーキングプア問題も厳しさを増しています。

四月十二日の国民生活・経済及び地方に関する調査会で参考人として意見を述べられた東京都立大学教授の阿部彩先生からは、〇〇の貧困といつてかわいそう競争をするべきではなく、最低限保障すべき生活を明確にし、その内容に国民の合意形成をし、不安で萎縮する社会から信頼できるセーフティネットの構築が必要とのお話をいただきました。

安全保障環境の変化に対応して防衛費を増額する必要は認めますが、バランスが重要です。不安で萎縮することなく生活できる社会保障制度を同時に示していかなければ、子供は生まれない、人口は減る、経済は伸びない、不安が増すなど、とてもではないが強い国家を内側からつくる要素が見出せなくなってしまうが、総理の御見解を伺います。

以上、立憲民主党は、もっと良い未来に向け、お互いさまに支え合う安心国家の形成を目指すこと、そして正直に正面から国民と向き合い根本的な解決策をお示ししていくことをお約束し、質問いたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
(内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 高木真理議員の御

質問にお答えいたします。

国家公務員の再就職の実態解明についてお尋ねがありました。

まず、今回の件については、国土交通省において対処されており、その調査の結果、国土交通省の関与は確認できなかったと聞いております。政府としては、職員〇Ｂの既に公務を離れた予算や権限を有していない民間人としての活動に關して調査を実施することは予定しておりません。いずれにせよ、公務の公正性やそれに対する国民の信頼を確保することは重要であり、引き続き、再就職等の規制の遵守、これは徹底を図ってまいります。

なお、御指摘の予備的調査の要請書が衆議院議長に提出されたことは承知をしており、今後、これについて協力要請があった場合には、政府として適切に対応してまいります。

本法案の改正方式についてお尋ねがありました。

本法案は、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎える中で、人口動態の変化等や今後の医療・介護ニーズを踏まえ、医療保険制度と医療・介護提供体制の両制度を総合的に改正するものです。具体的には、出産育児一時金を五十万円に大幅に増額し、あわせて、子育てを全世代で支援する観点から、出産育児一時金に要する費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入するとともに、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直しを行うこととしております。あわせて、医療、介護の連携機能や、かかりつけ医機能の制度化を含む医療・介護提供体制の基盤強化等を図ることとしております。

こうした改革により、医療保険制度の持続可能性を確保するとともに、地域完結型の医療・介護提供体制の構築を図るものであり、医療保険各法、医療法、介護保険法等を一体的に改正する必要がありますことから、一体での御審議をお願いしたいと考えています。

出産の保険適用と出産育児一時金等についてお尋ねがありました。

妊婦の方々が安心して出産できる環境を整備することは極めて重要であり、今月から出産育児一時金を大幅に増額するとともに、出産費用の徹底した見える化を進めてまいります。

その上で、出産に向けた支援を更に進めるため、国会での審議や与野党の御提言などを踏まえ、出産費用の見える化を進めて、その効果等の検証を行った上で、次の段階として、妊婦が自由にサービス内容を選択できる環境を生かしながら、出産の保険適用について検討をしていくこととしております。

また、後期高齢者医療制度は、公費、現役世代からの支援金、後期高齢者の保険料、これらで支え合う仕組みであり、このうち、世代間の支え合いに当たる現役世代からの支援金は、後期高齢者の医療費を国民全体で支え合うべきという考えに基づいて実施をしているものです。

本法案では、この支援金と同様に、出産育児一時金に要する費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入することとしておりますが、これは子育てを全世代で支えていく観点から重要であり、仮に出産の保険適用を行ったとしても、こうした仕組みは維持されるものと考えており、制度の自己否定という御指摘は当たらないと考えています。

健康保険組合の財政についてお尋ねがありました。

本法案では、前期高齢者の医療給付費を保険者間で財政調整する仕組みにおいて、現役世代の中で負担能力に応じた負担とする観点から、被用者保険者間において総報酬に応じた調整を導入するとともに、現役世代の負担の上昇を抑制するため、後期高齢者医療制度の創設以来、後期高齢者の保険料の伸びを現役世代が負担する支援金の伸びが大きく上回っている、このことを踏まえて、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当

たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるような仕組みに見直す、このようにしております。
あわせて、企業の賃上げ努力を促進する形で、健康保険組合に対する既存の支援を見直し、国費による更なる支援を行うこととしており、こうした取組を通じて、健康保険組合の安定的な運営につなげてまいりたいと考えています。

かかりつけ医機能と医療従事者の養成増の必要性についてお尋ねがありました。

本法案では、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能を一般的なかかりつけ医機能と規定した上で、国民、患者が自ら適切に医療機関を選択できるような、情報提供の充実を図るとともに、日常的な診療の総合的、継続的な実施、在宅医療の提供、介護サービス等との連携など、今後地域で確保していく必要がある具体的なかかりつけ医機能を定めて、医療機関に対して報告を求め、都道府県がその体制を有することを確認、公表し、これらを踏まえ、地域の関係者との協議の場が必要となる機能を確保するための具体的方策を検討、公表する仕組みを創設することとしております。

こうした制度整備を進めることにより、国民、患者が適切に医療機関を選択できるようになるとともに、医療機関がかかりつけ医機能の内容を強化し、地域において必要なかかりつけ医機能の確保が進むことで医療サービスの向上につながるものであると考えています。

また、医師については、地域枠を中心として医学部定員を増員し、直近三年間で毎年約九千人を養成し、そして、看護師については、看護師養成所に対する財政支援を行い、直近三年間で毎年六万人を養成しています。政府としては、今後とも、将来の医療需要を見据えた上で、医療人材の確保に向けた取組、これを適切に進めてまいります。

持続可能な社会保障制度と少子化対策の財源についてお尋ねがありました。

昨年末に取りまとめられた全世代型社会保障構築会議の報告書に示されているとおり、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎える中で、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代が能力に応じて社会保障制度を支え合う仕組みを構築することが重要であり、本法案を含め、政府として着実に取組を進めてまいります。

あわせて、税制についても、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進めてまいります。

子ども・子育て政策の強化のために必要となる財源については、まずは子ども・子育て政策の内容を具体化し、その内容に応じて、各種の社会保障との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々な工夫をしながら社会全体でどのように安定的に支えていくか、これを丁寧に考えてまいります。その際にも、徹底した歳出の見直し、これは大前提であります。

いづれにせよ、こども未来戦略会議において議論を進め、六月の骨太方針までに将来的な子供予算倍増に向けた大枠をお示しします。

なお、防衛力強化のための財源としての歳出改革については、社会保障関係費以外の経費を対象としております。

防衛費と社会保障のバランスについてお尋ねがありました。

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中で、防衛力を抜本的に強化する決断をいたしました。国民の命を守り抜けるのか、極めて現実的なシミュレーションを行った上で、必要となる防衛力の内容を積み上げ、防衛費の規模を導き出しており、必要な予算であると考えています。

同時に、少子高齢化が急速に進む中で、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくことが重要です。こうした考え方に基つき、令和五年度予算では社会保障

障関係費を約三十七兆円計上しており、これは一般歳出の五割を占めるものです。

さらに、子ども・子育て政策の抜本的強化に取り組んでおり、六月の骨太方針までに将来的な子ども・子育て予算の倍増に向けた大枠を提示いたします。

岸田政権は、安全保障と社会保障、どちらか一方という二者択一の問題ではなく、政府の責任として、共に必要な予算額を措置し、必要な政策、実現してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)
○国務大臣(加藤勝信君) 高木真理議員の御質問にお答えいたします。

出産費用の自己負担についてお尋ねがありました。出産育児一時金については、出産費用が年々上昇している状況の中、平均的な標準費用を全て賄えるよう、今月から五十万円に大幅に増額するとともに、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関などを選択できる環境を整備するため、出産費用の見える化を抜本的に強化いたします。来年度四月を目途に、出産費用の見える化を本格的に稼働することとしています。

一方で、今般の出産育児一時金の引上げに関連して、医療機関などにおける出産費用の改定について様々な報道などが見られますが、妊婦の方々に対して改定の要因などについて十分な説明が行われ、内容について御理解いただけるよう努力していただくことが必要であると考えております。

このため、先月七日に通知を発出し、関係団体を通じて医療機関に対し、出産費用の改定を行う場合は、その内容や理由などを適切に周知し、丁寧な説明を行うことなどを要請したところであります。

引き続き、女性が安心して妊娠、出産できる環境の整備を進めてまいります。

後期高齢者の保険料負担についてお尋ねがありました。

本法案では、後期高齢者医療制度の創設以来、後期高齢者の保険料の伸びを現役世代が負担する支援金の伸びが大きく上回っていることを踏まえ、負担の伸び率が同じとなるような制度を見直すこととしています。

改正に当たっては、均等割保険料のみが賦課される約六割の低所得の方々には、制度改正に伴う負担の増加が生じないようにするとともに、更にその上の所得の約一〇％の方々についても、令和六年度は制度改正に伴う負担の増加が生じないようにすることとしております。例えば、年収百六十万円の方の保険料については、令和六年度は制度改正に伴う負担の増加は生じず、令和七年度においても、制度改正に伴う追加の御負担は月額で五十円程度と推計しているところであります。

これらにより、後期高齢者全員に一律の負担ではなく、低所得の方々の負担増が生じないように、負担能力に応じた負担としてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 窪田哲也君。

(窪田哲也君登壇、拍手)
○窪田哲也君 公明党の窪田哲也です。

質問に入る前に、陸上自衛隊第八師団長ら隊員十人が乗ったヘリが沖縄県宮古島周辺で消息を絶った事故で、新たに隊員一人と見られる男性が発見され、海中から見付かったのは六人となりました。このうち死亡が確認された五人の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、残る不明者四人についても、一日も早い発見を願ひ、質問に移らせていただきます。

ただいま議題となりました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について、公明党を代表して質問いたします。

先週、我が国の人口推計が発表されました。それによると、外国人を含む総人口は一億二千四百

九十四万七千人で、将来を担う十四歳以下は一千四百五十万三千人。人口の先細りは確実で、少子化対策の拡充が急がれています。我が国はこの三十年、少子化対策に力を入れてきましたが、歯止めが掛からないばかりか、コロナ禍もあって、昨年の出生数はついに八十万人を下回りました。

そこで、総理に伺います。

少子化に歯止めが掛からない要因を政府はどのように捉えていますか。また、政府は過去、五十年後も一億人を国家目標に掲げました。人口の観点から、総理はどのように目指すべき国家像を描いておられますか。五十年後の我が国を担う若者や子供にも届くような、分かりやすい言葉で明快に御答弁ください。

我が国の社会保障は、これまで年金や医療などの給付を受けるのは主に高齢者でした。しかし、担い手が急減する中で、単に高齢者の給付を削ってその対象を若者や子供に移すということではなく、高齢者も現役世代も、誰もが適切な負担に基づき必要な給付を受けることができるという考え方が重要です。全世代型の社会保障制度を築くことの必要性について、総理の見解を求めます。

我が国の社会保障制度の持続性を確保するには、安心して子供を産み育てることができる環境を築くことが大切です。

公明党は、昨年十一月に子育て応援トータルプランを発表し、その中で、出産育児一時金の増額を提案しました。我が党は、これまで生活現場からの声を基に一時金の増額を一貫して主張し、段階的に引き上げる役割を担ってきました。昨年十二月には、公明党の全世代型社会保障推進本部として、岸田総理に提言を手渡し、一時金について五十万円以上を申し入れました。

今回、五十万円への引上げが打ち出されたわけですが、今後、同時に実施される出産費用の見える化の次のステップとして、出産費用の保険適用を強く訴えます。自己負担分の三割をどうするか、地域や医療機関ごとに違う金額やサービスの

標準化など課題はたくさんありますが、これら検討課題について、政府はどう認識しておられますか。負担なく妊娠、出産できる社会へ向けた厚労大臣の見解を求めます。

高校三年生までの医療費無償化を厚労大臣に訴えます。

子供の医療費については、現在、全国の都道府県や市町村において、公明党地方議員の推進によって様々な形で実施されているところです。ところが、地域によって格差があることが私は問題だと感じています。

例えば、東京都の場合は、公明党の取組によって、本年度から高校生まで無償化されています。一方で、地方に転居した場合、地域によっては、対象が中学生までで戸惑った、あるいは、東京の子供と地方の子供で格差があるのはおかしいといった声が数多く寄せられています。

高校三年生までを対象に、自治体の子供の医療費助成を拡大していく上でネックとなっている国庫負担の減額の廃止を求めます。一旦窓口で支払った医療費を後で申請して払い戻してもらう償還払い方式を取る自治体の住民からは、立替払の必要がない現物給付にしてほしいとの声も聞かれます。償還払いでは、手元に現金がないと子供を病院に連れていきません。厚労大臣はどう考えますか。御見解を伺います。

急速な少子高齢化の進展下においては、医療や介護の担い手、施設、設備等の限定的資源を有効に活用しながら、医療や介護ニーズの的確に対応することが必要です。

今回の改正では、医療や介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化の一環として、かかりつけ医療機能について制度整備を行うこととされています。このかかりつけ医療機能については、公明党が昨年十二月に岸田総理に申し入れた提言で、高齢者や障害者等を含む全ての人が必要ときに必要な医療が受けられるよう体制を構築し、患者、医療機関双方が納得して活用できる分かりやすい仕

組みとすることを求めたところです。

かかりつけ医療機能によって、医療提供体制の何が変わるのか。さらに、期待される効果はどのようなものでしょうか。新型コロナ禍では、発熱患者が病院で診てもらえない事例が相次ぎ、社会問題化しました。高齢者人口が増える中で、医療ニーズは一段と高まる一方です。かかりつけ医療機能の整備によって、患者の安心はどうか確保されるのでしょうか。厚労大臣に伺います。

今回の制度改正では、一定の収入のある七十五歳以上の後期高齢者の医療保険料が引き上げられます。制度改正に当たって公明党は政府に対し、負担増となる高齢者への配慮が不可欠との考えから、まずは出産育児一時金総額の半分を支え合う仕組みとすること、また、特に低所得者層や賦課限度額が上がる所得層に急激な負担が課されることのないよう、激変緩和等の措置を行うことを要望しました。これを受け、激変緩和措置が実施されることとなりましたが、緩和の内容や対象、規模、高齢者一人当たりの負担増抑制はどのようになるのでしょうか。厚労大臣から具体的に説明いただきたいと思います。

高齢者の皆様に新たな御負担をお願いする以上、御納得いただくだけの徹底した歳出削減が大前提となるのは言うまでもありません。その上で、高齢者全員に一律の負担をお願いするのではなく、低所得の方々の負担が生じないように、能力に応じた負担とすることが大事だと思います。そして、制度改正の趣旨や内容、激変緩和措置等について、国民の皆様の誤解がないよう、丁寧に、真摯に、対象となる高齢者のお一人一人に周知に努めていくことが何よりも重要と考えます。

最後に、岸田総理に対し、国民の皆様の納得と理解を得ることへの御決意を伺います。

公明党は、少子化の流れを変え、全ての世代が支え合い、安心して生活することができる持続可能な社会保障制度を構築していくことを国民の皆様にお誓い申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 窪田哲也議員の御質問にお答えいたします。

少子化の要因と目指すべき国家像についてお尋ねがありました。

少子化に歯止めが掛からない要因については、子育てや教育に係る費用負担の重さなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていると考えています。

昨年の出生数は八十万人を割り込み、僅か五年間で二十万人近くも減少しており、子ども・子育て政策は、我が国の社会機能の維持にも関わる待ったなしの先送りできない課題だと認識をしています。

このため、少子化のトレンドを反転させるべく、若い世代が希望どおり結婚をし、希望する誰もが子供を持ち、ストレスを感じることなく子育てができる社会、そして、子供たちがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会、こうした社会を目指してまいりたいと考えております。

全世代対応型の社会保障制度を構築する必要性についてお尋ねがありました。

本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎える中で、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代が能力に応じて社会保障制度を支え合う仕組みを構築すること、これが重要です。

また、高齢者を含め、誰もが安心して希望どおり働き、活躍できる社会を実現していくことは経済社会の支え手確保の観点からも重要であり、働き方に中立的な社会保障制度の構築を進めるとともに、働く人の立場に立った労働市場改革を進めてまいります。

こうした取組を通じ、全ての国民が能力に応じて支え合い、人生のステージに応じて必要な保障がバランスよく提供され、国民が安心して生活することができる全世代対応型の持続可能な社会保

障制度、これを構築してまいりたいと考えます。
そして、後期高齢者に対する丁寧な説明等についてお尋ねがありました。

今回の改革では、出産育児一時金を五十万円に大幅に増額するとともに、子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金に要する費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入することとしております。

また、後期高齢者医療制度の創設以来、後期高齢者の保険料の伸びを現役世代が負担する支援金の伸びが大きく上回っていることを踏まえ、後期高齢者一人当たりの保険料、現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び、この二つが、二つの伸び率が同じとなるよう見直すこととしております。その際に、高齢者全員に一律の負担をお願いするのではなく、所得に応じて、約六割の方々は負担増が生じないようにし、それを超える所得の方々についても、負担能力に応じた負担とするともに、適切な激変緩和措置を講ずることとしております。

二〇二五年までに全ての団塊の世代が七十五歳以上となる中、医療保険制度の持続可能性を確保し、将来世代に引き継いでいくため、今回の改革は是非とも実現する必要があると考えており、その趣旨や内容について、高齢者お一人お一人に対して丁寧に周知、広報に取り組んでまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)
○国務大臣(加藤勝信君) 窪田哲也議員の御質問にお答えいたします。

出産への支援についてお尋ねがありました。妊婦の方々が安心して出産できる環境を整備することは重要であり、経済的な負担を軽減する観点から、今月から出産育児一時金を大幅に増額するとともに、来年四月を目途に出産費用の見える化を本格的に稼働することとしています。また、

見える化の効果などの検証を行った上で、次の段階として、出産費用の保険適用の導入を含め、出産に関する支援などの在り方について検討を行うこととしております。

検討に当たっては、出産を保険適用した場合に、分娩サービスの内容が標準化されるとともに、一律の価格を設定することが可能となる一方で、妊婦自身の自由な選択により様々なサービスが提供され、出産費用の地域差や施設間の差が見られる実態があり、その乖離をどのように埋めていくのかといった課題があると考えております。子供医療費についてお尋ねがありました。

先日、小倉大臣の下で取りまとめられたことも、子育て政策の強化に関する試案において、おおむね全ての地方自治体において実施されている子供医療費助成について、国民健康保険の減額調整措置を廃止すること、あわせて、適正な抗菌薬使用を含め、子供にとつてより良い医療の在り方について、今後、国と地方の協議の場などにおいて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずることが盛り込まれたことを踏まえ、今後、ことも未来戦略会議において具体的な検討を深めていくこととなります。

他方、子供の医療費を全国一律に無償化することによる受診行動への影響なども指摘されており、この会議における議論をしっかりと踏まえながら、現物給付化の御要望を含め、子供の医療の在り方について丁寧に検討してまいります。

かかりつけ医療機能についてお尋ねがありました。今後、更なる高齢者の増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中で、全ての国民がそれぞれの地域において質の高い医療サービスを必要に応じて受けられることができる体制を確保する必要があります。

このため、本法案では、国民、患者がかかりつけ医療機能を有する医療機関を適切に選択できるように、情報提供を強化するとともに、都道府県と

地域の関係者との協議の場で必要な機能を確保するための具体的方策を検討、公表することとしています。

こうした制度整備を進めることにより、国民、患者が適切に医療機関を選択できるようになるとともに、医療機関がかかりつけ医療機能の内容を強化し、地域において必要なかかりつけ医療機能の確保が進むことで、医療サービスの向上につながるが、国民、患者にとつて安心できる医療体制になるものと考えております。

後期高齢者の保険料負担についてお尋ねがありました。

今回の改革により、令和六年度から高齢者に新たな御負担をお願いするに当たっては、与党の御提案も踏まえ、高齢者全員に一律の負担をお願いするのではなく、低所得の方々の負担増が生じないように、負担能力に応じた負担とすることともに、出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度からの支援対象額を二分の一とするなど、激変緩和措置を講ずることとしています。

こうしたことにより、均等割保険料のみが賦課される年収百五十三万円以下、約六割の低所得の方々には、制度改正に伴う負担の増加が生じないようにするとともに、更にその上の所得の約一二％の方々についても、令和六年度は制度改正に伴う負担の増加が生じないようにしております。

例えば、年収百六十万円の方の保険料については、令和六年度は制度改正に伴う負担の増加は生じず、令和七年度においても、制度改正に伴う追加の御負担は月額で五十円程度と推計をしております。

今回の見直しを通じて、間もなく迎える二〇二五年までに全ての団塊の世代が七十五歳以上となり、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎える中で、医療保険制度の持続可能性を確保し、将来世代に引き継いでまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 東徹君。

(東徹君登壇、拍手)

○東徹君 日本維新の会の東徹です。

私は、会派を代表して、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について質問します。

我が国は、この三十年間、GDPが伸びず、賃金は伸び悩み、競争力が低下する、まさに失われた三十年にありました。一方で、上がったものといえば、税金と社会保険料といった国民の負担です。国民負担率を見れば、三十年前が三六・三％で、直近では四七・五％、まさに今や五公五民であり、まるで江戸時代に戻ったかのようです。

あわせて、この間、少子高齢化と人口減少という国難を克服できなかったことは、政治の怠慢によるものです。このことは、政権与党のみでなく、野党にも責任があります。

政治は結果責任だとよく言いますが、この三十年の結果から見れば、まさしく政治の怠慢に当たるといふ認識が総理にありますか。岸田総理に伺います。

今、岸田政権では、防衛費を増やしたり、異次元の少子化対策を行おうとしていることには賛成いたしますが、その財源として増税したり、社会保険料を引き上げようとしていることには反対です。

大阪では、知事と市長が一期四年間で四千万円の退職金をゼロ、府議会の議員定数は三割削減、府議、市議とも二五％から三〇％の報酬を削減しています。議員の身を切る改革から始めることで、まず議員の意識が変わり、行政改革に本気で取り組むことができました。また、大阪・関西万博やIRの誘致をすることにより成長戦略を進めています。このような施策により、増税せず、借金は逆に減らしながら、大学院までの教育無償化を実現しようとしています。

国においても、国会議員の身を切る改革に始まり、行政改革、成長戦略と、政策を総動員し、そ

れでも足りなければ最後に国民に負担をお願いすべきです。

総理はどのように考えませんか。岸田総理の考えをお伺いします。

参議院では、議員定数六増を行ったことにより、経費が年間四億五千二百万円も増えてしまいました。歳費法の附則では、国民の負担を増やさないよう参議院として経費削減に努力することが求められています。日本維新の会以外の会派の賛成によって議員宿舎の家賃が引き下げられるなど、やるべき改革に逆行し、法律に違反している状態です。

そこで、岸田総理に伺います。

参議院の議員定数削減についてどのようにお考えか、また、歳費法により求められている経費削減努力がなされていない状況をどのように御認識か、伺います。

歳入庁について伺います。

社会保障と税を一体的に運用するのであれば、当然、ほかの先進国と同じように、歳入庁を創設すべきです。海外ではスタンダードとなっている歳入庁が実現すれば、徴収業務を効率化できるだけでなく、保険料を給料から天引きしているのに納めないといった企業の不正も難しくなります。財務省の抵抗が特に強い歳入庁の創設について、いつまでも日本年金機構と国税庁の連携といった改革する気のない答弁ではなく、税金や社会保険料を増やす前に歳入庁ぐらい設置すると断言してはいかがですか。総理に答弁を求めます。

今回の法案は、持続可能な社会保障制度を構築するといふ名称が付けられています。内容を見ると、給付と負担の見直しなど、将来に向けて社会保障制度を維持していくために必要な改革が含まれておらず、国民の将来の社会保障に対する不安を払拭するものとはなっていません。

この法案では社会保障制度の将来の持続可能性を構築できないと考えますが、岸田総理に御見解をお伺いします。

この法案では、かかりつけ医の制度整備に関し、医療機関の質を担保とする認定制や、担当患者を明確にする登録制の導入が見送られてしまいました。

コロナ禍において、一部ではありませんが、身近な開業医が患者本位の医療サービスを提供しなかったことを踏まえれば、かかりつけ医の認定制や登録制は、報告書が求める地域で医療、介護、福祉の包括的なケアを提供する体制をつくる上で必要な改革であることは間違いありません。これにより、診療の重複が避けられれば、患者の負担は軽減され、結果として医療費も効率化することができそうです。なぜ今回の法改正でこれらの制度の導入が見送られたのか、総理に伺います。

現状、年収の壁の影響で労働時間を調整する人が多く、人手不足が生じており、その解消は待ったなしです。年収の壁をなくする方策が議論されていますが、収入が増えれば、社会保険料の支払が発生することにより減ってしまう手取り額分を国が負担する案が検討されています。しかし、問題の本質は、配偶者の扶養に入っていれば保険料を払わずに国民年金が受けられる第三号被保険者制度にあり、この見直しも必要です。

いつまでにこの問題について結論を出すのか、総理に伺います。

診療報酬について伺います。

日本医師会の会長が、四月十一日に岸田総理と会談し、医療従事者の賃上げを行うため、来年の診療報酬改定で人件費に係る部分を引き上げるよう求めたとされています。

物価高への対応は検討に値しますが、診療報酬の財源は、患者の窓口負担のほか、税金と保険料で賄われており、診療報酬の引上げは国民の負担に直結します。ましてや、コロナ禍で医療機関に支払った金額は莫大で、その検証すらできていないにもかかわらず、診療報酬の引上げには納得がいきません。

今回の法案では、医療法人の経営情報に関するデータベースの創設に関し、医師会への配慮と聞きますが、職種別の給与情報の提出が任意とされています。税金など国民の負担で成り立っている以上、人件費に係る診療報酬の引上げをするのであれば、情報の提出を義務化し、本当に引上げが必要かどうか、正確な情報を基に検討すべきではないですか。総理に伺います。

また、将来、診療報酬を引き上げるのであれば、単純に引き上げるのではなく、勤務医等の処遇改善により人材の確保や働き方改革を進めるため、開業医に偏り過ぎた診療報酬を改めるべきです。難易度の高い医療行為により多くの額を出し、簡易なものには額を下げることは同時に行われるべきと考えますが、総理のお考えをお伺いします。

出産費用の保険適用について伺います。

政府が出産費用の保険適用の方針を示したことは、我が党がこれまで求めてきたことであり、評価いたします。

保険適用となれば自己負担が生じることから、自己負担部分についてクーポン等の支給で出産費用の実質無償化を実現すべきと考えますが、総理の考えをお伺いします。

また、政府の方針では、出産費用の保険適用は二〇二六年度とまだ三年以上先の話です。これを早めるべきではないですか。また、保険適用までの間、出産費用の実質無償化を実現するためにどのような対策を講じるのか、総理に伺います。

データベースの創設について伺います。

今回の法案では、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを創設するとありますが、これまで介護人材の確保のために行ってきた処遇改善の効果を把握するためには、今の法案だと任意とされている給与情報の提出を義務化すべきではないですか。加藤大臣に伺います。

冒頭に述べましたように、日本は社会経済そのものが危機的状況にあり、国難であり、有事であります。

ります。岸田総理が本気で持続可能で世代間で公平な社会保障制度を実現しなければならぬとの覚悟があるならば、政治と官僚と業界団体との合意、もたれ合い、ぬるま湯の政治から脱却して、批判や反論を恐れず、選挙も恐れずに、改革に邁進していただくことをお願い申し上げます。そして我々もそのことには全力で協力することを申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(岸田文雄君 東徹議員にお答えいたします。

我が国のこの三十年間の経済情勢と政治の対応についてお尋ねがありました。

我が国は、一九九〇年代のバブル崩壊以降、長引くデフレ等を背景に、他国と比べて低い経済成長が続きました。この間、企業は投資や賃金を抑制し、消費者は所得の伸び悩みなどから消費を減らざるを得ず、その結果、需要が低迷し、デフレが継続する、こうした悪循環であったと認識をしております。

岸田政権においては、新しい資本主義の下、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換する中で、企業が収益を上げて、労働者にその果実を賃上げとして分配し、消費が伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を実現してまいります。

国民負担率については、少子高齢化に伴う社会保障給付の増大に伴って、そのための負担も増加し、給付と負担の両面において上昇傾向が続いているものであり、受益と負担を考慮していない江戸時代の年貢と同列に論ずることは不適当であると考えています。

また、少子化対策については、少子化トレンドの反転に向け、私を議長とするこども未来戦略会議において、必要な政策強化の内容、予算、財源について更に具体的な検討を深め、六月の骨太方

針までに将来的な子供予算倍増に向けた大枠を示してまいります。

なお、過去三十年の結果は政治の怠慢という御指摘については、我が国が直面する様々な指摘や課題、これを真摯に受け止め、先送りせず、一つ一つ答えを出していくことが政治の責任であると考えております。

防衛費及び子ども・子育て予算の財源についてお尋ねがありました。

防衛財源については、御指摘のとおり、税外収入の確保や歳出改革の徹底などあらゆる工夫を最大限行った上で、それでもなお不足する財源については、将来世代に先送りすることなく、今を生きる我々の責任として、税制措置での協力をお願いしたいと考えております。

子ども・子育て政策の強化のために必要となる財源については、まずは子ども・子育て政策の内容を具体化し、その内容に応じて、各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々な工夫をしながら、社会全体でどのように安定的に支えていくのか丁寧に考えてまいります。その際にも、徹底した歳出の見直し、これが大前提であります。

いずれにせよ、こども未来戦略会議において議論を進め、六月の骨太方針までに将来的な子供予算倍増に向けた大枠、示してまいります。

参議院の議員定数等についてお尋ねがありました。

議員定数の在り方については、これは民主主義の根幹に関わる問題であり、これは国会において真剣な議論を重ねていくべき課題であると認識をしております。

また、参議院の組織及び運営についての議論が行われているところと承知しておりますが、いずれにせよ、参議院に係る経費の節減については、参議院において御議論いただくべき課題であると考えております。

歳入庁の創設についてお尋ねがありました。

いわゆる歳入庁については、政府が平成二十五年に取りまとめた論点整理において、組織を統合して歳入庁を創設すれば年金保険料の納付率向上等の課題が解決するものではないと整理されたことと承知をしております。

政府としては、この論点整理も踏まえ、悪質な年金滞納者について委任要件を見直すこと等による国税庁への強制徴収委任の強化、厚生年金の適用対策や保険料徴収について国税庁が保有する情報の厚生労働省への提供といった関係当局間の連携の強化などの取組を着実に進めており、今後とも、デジタルの活用等により更にこうした取組を強化していくことが重要であると考えております。

持続可能な社会保障制度の構築についてお尋ねがありました。

本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎える中で、給付と負担のバランスを確保しつつ、全ての世代が能力に応じて社会保障制度を支え合う仕組みを構築することが重要です。

このため、今回の改革では、出産育児一時金の五十万円への増額と併せて、子育てを全世代で支援する観点から、出産育児一時金に要する費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入するとともに、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直しを行うこととしております。あわせて、医療費適正化計画の記載事項の充実など医療費適正化に向けた実効性のある取組を推進するとともに、医療、介護の連携機能や、かかりつけ医療機能の制度化を含む医療提供体制等の基盤強化等を図ることとしております。

こうした改革を通じ、全ての国民が能力に応じて支え合い、人生のステージに応じて必要な保障がバランスよく提供され、国民が安心して生活することができる全世代対応型の持続可能な社会保障制度、これを構築してまいります。

令和五年四月十九日 参議院会議録第十六号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

ました。

今回の法案では、医療サービスの質の向上につながるよう、国民、患者が自ら適切に医療機関を選択できるような情報提供の充実を図るとともに、日常的な診療の総合的、継続的な実施、在宅医療の提供、介護サービス等との連携など、今後地域で確保していく必要がある具体的なかかりつけ医療機能を定めて、医療機関に対して報告を求め、都道府県がその体制を有することを確認、公表する仕組みなどを創設することとしております。

制度整備に当たっては、御指摘の認定制度や登録制についても様々な議論が行われましたが、政府としては、全世代型社会保障構築会議の報告書において、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方の下で、地域のそれぞれの医療機関が、地域の実情に応じて、その機能を専門性に応じて連携しつつ、かかりつけ医療を發揮するよう促すべきであるとされたことを踏まえて、今回の制度を法案化したものです。

同時に、同報告書では、国民一人一人のニーズを満たすかかりつけ医療機能が実現するまでには、各医療機関、各地域の取組が必要であり、今回の制度整備はそれに向けた第一歩と捉えるべきであるとされております。

本法案の附則には検討規定が設けられており、これに基づき、改正後の各法律の施行状況等を勘案しつつ、各規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じてまいります。

いわゆる年収の壁と第三号被保険者制度についてお尋ねがありました。

いわゆる百六万円、百三十万円の壁によって、就業調整が行われ、希望どおり働くことが阻害されているとの指摘を踏まえ、壁を意識せず働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに取り組むことに加え、被用者が新たに百六万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせない取組の支援などをま

ます。

第三号被用者、失礼、第三号被保険者制度については、過去の年金制度改正において行われた議論を踏まえ、関係者の御理解を丁寧にならながら、こうした被用者保険の適用拡大等の取組を進め、第三号被保険者制度の縮小、見直しに向けたステップを踏んでいくことが重要であると考えております。

そして、医療法人の経営情報のデータベースや勤務医等の処遇改善についてお尋ねがありました。

本法案で新たに整備する医療法人の経営情報のデータベースについては、医療従事者の処遇の適正化を検討するため、各医療法人の職種別の給与水準も把握することとしております。

医療法人によつては必ずしも職種別に給与水準を管理していないため、早期に施行する観点から、まずは任意での報告を求めることとしておりますが、公的価格評価検討委員会での議論も踏まえ、施行後の報告等の状況を速やかに検証し、活用可能な規模のデータ数が提出されていない場合には、更に報告の義務化を含め必要に対応の強化、これを検討してまいります。

また、診療報酬における勤務医の評価については、働き方改革を推進する観点から充実を図ってきたところですが、今後、見える化を進めるとともに、令和六年度診療報酬改定に向けて、実態を踏まえて検討してまいります。

出産の保険適用についてお尋ねがありました。妊婦の方々が安心して出産できる環境を整備することは極めて重要であり、今月から出産育児一時金を大幅に増額するとともに、出産費用の徹底した見える化、これを進めてまいります。まずは来年四月から見える化を本格的に実施しつつ、その後、集積されたサービス内容や費用のデータについて検証を行った上で、次の段階として、妊婦が自由にサービス内容を選択できる環境を生かしながら出産の保険適用について検討を行っていく

必要があることから、二〇二六年度をめどに検討を進めることとしております。

また、出産費用の自己負担については、出産育児一時金を大幅に引き上げることにより平均的な標準費用を全て賄えるようにすることとしており、保険適用に当たってもこうした基本的な考え方は踏襲したいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 東徹議員より、介護事業者からの給与情報提出についてお尋ねがありました。

本法案で新たに整備する介護サービス事業者の経営情報のデータベースについては、介護従事者などの処遇の適正化を検討するため、各事業者の職種別の給与水準も把握することとしておりますが、事業所の負担も考慮し、医療法人と同様に任意での報告を求めることとしています。

こうした情報は介護従事者等の処遇の適正化を検討する上で重要であり、的確な政策立案に確実につなげるために積極的に報告していただけるよう、関係団体の協力も得ながら、分析に活用可能な規模のデータ数が提出されるように促してまいります。

また、令和六年度介護報酬改定に向けて、これまでの処遇改善の措置について検証をしてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 芳賀道也君。

(芳賀道也君登壇、拍手)

○芳賀道也君 国民民主党・新緑風会の芳賀道也です。

会派を代表して質問をさせていただきます。昨年、安倍総理がお亡くなりになり、先日、日本銀行の黒田総裁も退任されました。残されたのは、巨額の政府債務、日銀のバランスシートの極端な悪化、インフレ、円安、そして国債のバブル

です。我が国の上場企業の実業上の最大の株主が日銀という状況も、資本主義国にあるまじきことです。さらに、安倍元総理も国難として衆議院総選挙の争点にした少子化がますます進み、止まる気配がありません。

岸田内閣は、日銀の新総裁に、黒田前総裁の直系の方ではなく、外部から植田和男先生という金融論などが御専門の学者を総裁に選ばれました。

岸田総理にお尋ねをいたします。

岸田内閣として、アベノミクスや黒田バズーカにはどのようなプラスとマイナスがあり、アベノミクス後に我が国が直面する財政金融の課題にはどのようなものがあるか、具体的に御説明ください。

次に、我が国の医療保険制度につき質問します。

医療保険のファイナンスについて、京都大学の広井良典教授は、その最大の特徴を保険原理と税の原理が混然一体となっていると一九九七年に指摘。社会保険の網を広く掛けた上で、そこになし崩し的に公費、すなわち税を導入してきたと広井教授は論じました。日本総合研究所の西沢和彦主席研究員は、医療保険制度の現状について、なし崩しの公費導入から社会保険料によるなし崩しの再配分へと軸足を移し、混然一体の様相はますます複雑化、深刻化し今日に至っていると二〇二〇年に述べています。

社会保険は負担と受益が対応しているのに対して、税は再配分機能を果たすものです。

加藤大臣にお尋ねします。

我が国の医療保険財政について、社会保険と税が混然一体となっているという指摘についての受け止めと、本法案でどのように社会保険と税の間の整理が進むのか、御説明をお願いいたします。

本法案は、これまで説明があったように、岸田内閣が始めた全世代型社会保障構築会議の報告書に基づいています。昨年十二月、この会議の報告書では、少子化、人口減少の流れを変える、これ

からも続く超高齢社会に備える、地域の支え合いを強めるの三つの方向性を示しています。

岸田総理に伺います。

安倍内閣も菅内閣も少子化対策をしてきました。新生児の数は減り続け、昨年八十八万人を下回り、少子化の波は止まりません。安倍内閣でも菅内閣でも少子化対策をしたのに、少子化の波が止まらなかったのはなぜでしょうか。どこに問題があったのでしょうか。具体的な御説明をお願いいたします。

本法案は、少子化、人口減少の流れを変えようという方向に沿った法案です。しかし、子育て世代の重い社会保険料負担が放置されています。国民健康保険の保険料で子供に係る均等割のことで

正社員で健康保険組合や協会けんぽに入っていれば、その世帯に何人子供がいても、子供がいてもいなくても、子供が何人いても保険料は同じですが、派遣労働やパートなどで国民健康保険に入っている場合、保険料の計算で必ず所得割と均等割があり、この均等割があるために、子供がいれば保険料が増え、子供が多いほど保険料が重くなるようになっていきます。

日本総合研究所の西沢和彦主席調査員の試算、二〇一七年度基準によれば、例えば三方式と呼ばれる保険料の計算をしている市町村では、四十歳未満の給与所得の方で二百五十万円の給与収入がある場合、単身世帯なら年間十五万五千円ですが、給与収入が同じ二百五十万円でも、四十歳未満の母と小学生以上の子供一人の母子世帯は、国民健康保険料の保険料は年間十六万八千円と一万三千円の負担増。同じ給与収入で協会けんぽの職場で正社員なら、保険料の本人負担は年間十万円なので、国民健康保険料の、国民健康保険の保険料は実に約一・七倍になります。

例えば、岩手県宮古市のように、国民健康保険の保険料の子供均等割を十八歳までゼロにする自治体もあります。

確かに、昨年四月から未就学児の均等割が半額になる法改正がおとしました。少子化の流れを変えるためには、まず国民健康保険の保険料の十八歳以下の子供の均等割負担をゼロにして子育て世代の国民健康保険料を全国的に抑えるべきだと考えますが、加藤大臣の見解を伺います。

さて、四十年前の一九八三年三月、当時の厚生省保険局長、吉村仁氏が雑誌「社会保険旬報」に医療費をめぐる情勢と対応に関する私の考え方というレポートを掲載し、いわゆる医療費亡国論を述べています。租税、社会保障負担率のGNP比が五〇%前後になれば社会が活力を失う、つまり経済成長率が下がるという説です。他方、吉川洋東大名誉教授は「転換期の日本経済」という著書の中で、経済成長率と国民負担率は無関係と論議されています。

岸田総理は社会保障の負担率が重いことと経済成長率が下がるという医療費亡国論に賛成なのか、それとも、社会保障の負担率と経済成長は無関係と考えるのか、また、適切な国民の負担率をどの程度と考えているのか、岸田総理の考えを伺います。関連して、鈴木財務大臣にも国民負担率の上限をどの程度だと考えているか、伺います。

フランスに本拠がある金融機関、BNPパリバのチーフエコノミスト河野龍太郎氏の「成長の臨界」では、失われた三十年の原因はリーマン・ショックや新型コロナウイルスなどバッドラック、悲運と、もうけがあっても設備投資や人材投資、賃上げにお金を出さない経営者たちのバッドマネジメント、そして政府のバッドポリシー、悪い政策があったと論じています。

特に、バッドポリシー、悪い政策とは、社会保障の保険料を継続して引き上げてきた小泉内閣以来の社会保障政策を言っています。従業員の保険料が高くなったため、各企業は、社会保険料の企業負担がある正社員を増やすのではなく、保険料企業負担なしの派遣労働者やパート、アルバイトなど、非正規労働者を使う傾向が続いています。

若い世代がなかなか正社員になれず、また多くの女性が出産後に派遣労働やパート、アルバイトにしかありつけない背景には、社会保険料の引上げを継続した歴代自民党の政策があるというのが河野龍太郎氏の分析です。この分析に対する加藤大臣の見解を伺います。

河野龍太郎氏の分析に従えば、子育て世代の雇用を充実させて少子化、人口減少の流れを変えるには、企業が、社会保険料の引下げを進め、企業が正社員を増やすインセンティブを付ける必要があると考えます。

社会保険料の引下げに対する考え、又は社会保険を支える税と保険料のバランスについて、加藤大臣の考えを伺います。

皆さん御存じのように、我が国の医療提供体制は、健康保険証があれば全国どの医療機関も受診可能というフリーアクセスの仕組みです。海外の研究者からは、日本の医療保険の給付対象の広さに驚かれることが多いと聞きます。例えば、アメリカでは保険者の権限が強く、医療保険の指定する病院で、病気に伴って保険が指定する治療法や薬にしか医療保険が利かないようになっていいます。

ところで、公的医療保険を受けるとき、現役世代では三割が本人負担、七割が保険で支払われていますが、保険のうち国民健康保険、協会けんぽには政府予算が入っていますし、後期高齢者医療制度では半額が税金です。仮に、深刻な財政危機が我が国を襲っても、最低限の公的な医療提供を守るため、医療へのフリーアクセスは制度上変えないけれども、命に関わる緊急的な医療には本人負担割合を下げて、経済的に一番弱い状態にいる方々の命を守る医療を提供する仕組みを検討しておく必要があると考えますが、加藤大臣の御見解を伺います。

以上で私、芳賀道也の質疑を終わります。
御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 芳賀道也議員の御

質問にお答えいたします。

アベノミクスの評価と財政金融の課題についてお尋ねがありました。

政権交代以降、大胆な金融政策を始めとするアベノミクスは、デフレでない状況をつくり出し、GDPを高め、雇用を拡大しました。他方、平均の実質賃金は伸び悩んだものであると認識をしております。

岸田政権では、アベノミクスの成果の上に、新しい経済モデルである新しい資本主義の下、社会課題を成長のエンジンへと転換する中で、構造的賃上げなどを通じた成長と分配の好循環、これを実現してまいります。また、我が国の財政が厳しさを増している中で、歳入歳入両面の改革を続け、経済再生と財政健全化の両立、これに取り組みんでまいります。

なお、金融政策については、具体的な手法は日銀に委ねられるべきであると考えておりますが、植田新総裁とは、内外の経済や金融市場をめぐる不確実性が極めて高い中、政府と日銀は引き続き密接に連携しつつ、経済、物価、金融情勢に適切に機動的な政策運営を行っていく、こうした認識を共有しております。

これまでの少子化対策についてお尋ねがありました。

これまでの自公政権においては、その時点のニーズを踏まえつつ、保育の受皿整備、幼児教育、保育の無償化など、ライフステージに応じた支援を進めてきました。少子化対策関係の予算額は大きく増加し、例えば、いわゆる保育所待機児童は、平成二十九年度の約二・六万人から昨年は三千人に減少するなど、一定の成果があったと考えております。

一方で、少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っており、社会経済情勢が大きく変化する中で、取り組むべき子育て政策の内容、これも変化しています。よって、若い世代の所得を増やすこ

と、社会全体の構造、意識を変えること、また、全ての子育て世帯を切れ目なく支援すること、こうした点が重要であると考えており、これらを基本理念として、子ども・子育て政策として充実する内容を具体化してまいります。

国民負担率等についてお尋ねがありました。国民負担率については、少子高齢化に伴う社会保障給付の増大に伴って、そのための負担も増加し、給付と負担の両面において上昇傾向が続いていると承知をしております。このように国民に御負担いただいた税金や保険料は、年金、医療などの社会保障給付を始め教育、防衛などの公的サービスという形で国民に還元されており、受益と負担を考慮することなく、負担の水準のみで御指摘のような亡国論を論じることとは適切でないと考えております。

いずれにせよ、国民の負担を適正で負担可能な範囲にとどめると同時に、今後とも国民の活力を損なわないようにするため、社会課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済成長を実現することで、国民負担率の分母である国民所得を増やしていくこと、これが重要であると考えています。

あわせて、社会保障の給付と負担について不断の見直しを図りつつ、社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じて皆が支え合う持続可能な全世代型社会保障を構築してまいります。

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 芳賀道也議員からの御

質問にお答えいたします。

医療保険財政についてお尋ねがありました。

我が国の医療保険制度においては、自立や連帯、相互扶助の観点から、加入者が拠出する保険料を財源とすることを基本とした上で、加入者の年齢構成や所得水準、地域保険には事業主負担がないことなどを踏まえ、公費を投入することで、

保険料や公費の特性を踏まえた財源構成により、安定的な財政運営を図っているところであります。

本法案でも、こうした基本的な考えを維持しつつ、社会保険の枠組みの中で安定的な制度運営を図るため、子ども・子育て支援を拡充する観点から、産前産後期間における国民健康保険の保険料を免除し、その免除相当額を公費で負担すること、負担能力に応じた仕組みを強化する観点から、前期高齢者の医療給付費を保険者間で財政調整する仕組みにおいて、被用者保険者間では報酬水準に応じた調整を導入し国庫補助を見直すことなどにより、全ての世代が能力に応じて医療保険制度を公平に支え合う仕組みを構築することとしており、これにより国民が安心して医療を受けられる基盤を堅持してまいります。

国民健康保険の均等割保険料についてお尋ねがありました。

国民健康保険の保険料については、全ての被保険者がひとしく給付を受ける権利があるため、子供を含めた被保険者の人数に応じて一定の御負担をいただくことが基本であります。

その上で、所得の低い世帯には応益割保険料を最大で七割軽減する措置を講じるとともに、昨年度からは、未就学児の均等割保険料について、未就学児の医療費の自己負担が二割とされることなどを踏まえ、一律半額に軽減する措置を講じており、しっかりと運用を図ってまいります。

こうした中で、均等割保険料の軽減措置の対象となる子供の範囲を更に拡大することについては、財源の確保等の課題があり、慎重に検討する必要がありますと考えております。

非正規雇用労働者や社会保険料についてお尋ねがありました。

学識者等の個別の見解や分析に対して意見を申し上げることは差し控えたいと思いますが、非正規雇用労働者の増加の背景には、高齢者の就労参加や、ワーク・ライフ・バランスの観点から自ら

令和五年四月十九日 参議院会議録第十六号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一一一

パートタイム労働者を選択するケースなど、様々な要因があると考えております。

勤労者とその働き方や勤め先の企業規模、業種に関わらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に中立的な社会保障制度としていくことは重要であり、短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大に向けて取り組んでまいります。

また、今回の改革では、社会保険の枠組みの中で安定的な制度運営を図るため、子ども・子育て支援を拡充する観点から、出産育児一時金を大幅に増額し、その費用を高齢者を含む全世代で支え合うこととすること、急増する高齢者の医療費について、全世代で負担能力に応じて公平に支え合う仕組みとすること、健康保険組合に対しては、企業の賃上げ努力を促進する形で国費による更なる支援を行うことにより、子育て世代を含む現役世代の負担の上昇の抑制を図りつつ、全ての世代が能力に応じて公平に支え合う仕組みを構築することで医療保険制度の持続可能性を高めることとしております。

医療費の自己負担についてお尋ねがありました。医療保険制度においては、負担の公平性を確保する観点から、給付に対する応分の負担として、原則として医療費の三割を自己負担としています。一方で、医療費の自己負担が家計に対して過重なものにならないよう、所得に応じてきめ細かい配慮を行うため、高額療養費制度を設けるなど、低所得の方に対する措置を講じているところであり、引き続き、安心して医療を受けられる環境を確保してまいります。(拍手)

(国務大臣鈴木俊一 君登壇、拍手)
○国務大臣(鈴木俊一 君) 芳賀道也議員から、国民負担率の上限についてお尋ねがありました。国民負担率の水準につきましても、国民が受け取る社会保障給付や行政サービスの水準に応じて決まってくるものであり、その上限について一概

に申し上げることは困難であると考えております。

その上で、現状では、社会保障給付の増大に伴い、そのための負担が増加している結果、国民負担率は上昇傾向にあります。さらに、それでもなお現在の世代のみでは負担をし切れず、赤字国債を通じて将来世代に負担を先送りしている状況となっております。

このように、国民負担率を考える際は、その水準そのものよりも、受益と負担のバランスを考慮することが重要と考えており、社会保障制度改革などを通じてその不均衡を是正し、次の世代に未来をつないでいくことが我々の責任だと考えております。(拍手)

○議長(尾辻秀久 君) 倉林明子君。

(倉林明子 君登壇、拍手)

○倉林明子 君 日本共産党の倉林明子です。

会派を代表して、ただいま議題となりました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等改正案について質問します。本法案は、全世代型社会保障の名の下に、十一本もの法律を束ねたものです。高齢者医療、子育て支援、医療提供体制など多岐にわたりますが、一貫しているのは、現状を給付は高齢者中心、負担は現役世代中心とし、世代間対立を喚起し、負担増を求めることです。

今の高齢者福祉は、それほど充実し、高齢者の生活は保障されているのでしょうか。年金者組合京都府本部女性部のアンケートでは、今まで経験したことのない息苦しさ語られています。食費を我慢し、コロナ、熱中症の中でもエアコンを我慢、医者通いも回数を減らしているなど悲痛な声が続きます。これは、世代間の公平、能力に応じた負担のうたい文句で、年金を減額し、医療も介護も大幅負担増と給付の削減が繰り返された結果です。

高齢者の命綱は限界まで切り縮められていま

す。総理、高齢者への給付は、憲法が保障する生存権を保障する水準だと言いますか。

昨年十月から、後期高齢者医療の窓口負担が二割になりました。全日本民医連が実施した影響調査では、八割が重いと回答しています。大半の人が、貯金を切り崩し、食費、水光熱費などを削ることを余儀なくされています。

受診を控える、食費を削る、これが能力に応じた負担なのでしょう。年を重ねるほど有病率は高まります。受診の負担軽減を図ることは当然ではありませんか。一割負担に戻すべきです。厚労大臣の答弁を求めます。

法案は、後期高齢者の負担を更に重くするものです。後期高齢者の保険料の伸び率を現役世代の伸び率と同じにし、出産一時金を一部を負担すること、来年度は一人当たり平均八千四百円の負担増になります。低所得者は負担増にならないと言いますが、対象は年金収入百五十三万円、月十二万七千円以下です。

厚労大臣、百五十三万円以上なら暮らしに影響しないと検証したのでしょうか。負担可能と判断した根拠をお示しください。

政府の家計調査で見ても、高齢単身世帯では毎月二ないし三万円以上の赤字となっています。貯金がなくなつたときのことを考えると苦しくなるのは、大半の高齢者の共通する思いです。ただでさえ負担の重い保険料をこれ以上引き上げるなど、到底容認できません。現役世代の負担軽減は、この間引き下げられた国庫負担比率を引き上げることで実施すべきです。大臣の答弁を求めます。

そもそも、二割負担導入の際、厚労省が負担能力を示したデータは誤りで、撤回を余儀なくされました。にもかかわらず、二割負担は強行され、施設退所や利用抑制が生じました。年金十二万、介護費用は二十万など、本人の負担能力を大きく超える負担を強いられ、他を犠牲にして利用を続けなければならない利用者、家族も多くいます。こうした状況の検証もなく、更なる負担増を強行すれば、家族も含めた生活を破壊することにつながります。二割負担の対象拡大は撤回すべきです。厚労大臣の答弁を求めます。

負担増は現役世代にも及びます。国民健康保険法について質問します。

法案は、都道府県国保運営方針の対象期間を六年間とするとともに、医療費適正化、市町村国保事業の効率的な運営等を必須事項に加えるとしています。政府は、国保の都道府県化により、自治体に公費の独自繰入れをやめさせ、高過ぎる国保料の更なる引上げ圧力を強めています。さらに、二三年度中に保険料水準統一加速化プランを策定するとしています。

都道府県単位の保険料完全統一の期限を明示した都道府県はどこになるのか示してください。法改正と加速化プランにより、保険料統一を期限を切って強固に推進することになるのではありませんか。

全国に先駆けて二四年に保険料の完全統一を掲げている大阪府では、保険料が大幅に引き上げられました。一人当たりの必要保険料額は、二三年度十六万二千四百七十七円と、前年から一割近い値上げです。大阪社保協の試算では、所得三百万の四十代夫婦と子供二人の世帯の保険料は六十五万五千円、月五万五千円近い負担となります。

保険料統一を強行すれば、全国で同様の事態にならねません。国の圧力で自治体を住民負担増、給付削減へと駆り立てる仕組みは撤廃すべきです。以上、厚労大臣の答弁を求めます。

現役世代に高過ぎる国保料がのしかかるのは、収入のない子供にも保険料を掛ける均等割があるからです。総理、子供が増えるほど負担は重くなり、子育てすること自体に罰を与える子育て罰そのものではありませんか。異次元の少子化対策というなら、せめて子供に係る均等割は廃止すべきではありませんか。

医療費適正化計画の見直しについて質問します。

昨年五月の財政審議は、医療・介護分野では、受益と負担の不均衡について、年金制度のような給付水準を自動的に調整する仕組みは導入されていらないと批判し、更なる給付の削減を求めています。

病床削減、看護師等医療従事者、介護職の圧倒的な不足が、コロナ禍の医療崩壊、介護崩壊をもたらし、福祉施設や自宅に留め置かれ、亡くなる事例が相次ぎました。今やるべきは、医療、介護の給付を自動的に削減することでは断じてありません。救える命が救えない痛恨の事態を招いた要因を検証し、適切な医療体制を構築することではありませんか。総理の答弁を求めます。

かかりつけ医療機能の法定化について質問します。

法案は、医療機関が、夜間、休日の対応や在宅医療など、かかりつけ医療機能の提供状況を都道府県に報告、公表する制度を創設します。

都道府県は、報告どおりの医療提供体制があるか、基準に照らして確認するとしています。都道府県による確認が、医療機関の評価、認定につながるものがあつてはなりません。厚労省が定めるかかりつけ医療機能を十分に提供できない医療機関に何らかのペナルティーを科すことではないと断言できますか。

財政審は、かかりつけ医の認定、患者の事前登録とセットとなる患者負担などを提起、緩やかなゲートキーパー機能を求めています。全世代型社会保障構築会議等では、今回の法案は第一歩との

認識が示され、医療現場からは制度の検討が続くことに懸念の声が上がっています。

人頭払い、フリーアクセスの制限、かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担導入など、かかりつけ医を医療費抑制の仕組みとすることがあつてはなりません。厚労大臣の答弁を求めます。

以上、本法案は、全世代型社会保障の名の下に、国民に負担増と給付削減を押し付け、国の責任を後退させるものにほかなりません。全世代型社会保障と称する医療、介護、福祉の制度改悪によって、世代を問わず貧困が拡大しました。少子高齢化による財政危機を強調し、高齢者優遇という幻想を振りまいて世代間の対立をあおるのはやめるべきです。国の責任を後退させ、世代間の助け合い、相互扶助を制度として強要する本法案の撤回を強く求めて、終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 倉林明子議員の御質問にお答えいたします。

高齢者への給付水準についてお尋ねがありました。低所得の高齢者に対しては、社会保障制度全体で総合的に支援していく観点から、年金生活者支援給付金の支給、介護保険における低所得の方を対象とした補足給付の支給、医療保険、介護保険における所得に応じた自己負担、利用者負担の上限額の設定などにより、経済的な支援を実施しております。

本法案でも、高齢者に新たな御負担をお願いするに当たっては、高齢者全員に一律の負担をお願いするのではなく、所得に応じて、約六割の方々に負担増が生じないようにし、それを超える所得の方々についても、負担能力に応じた負担とするとともに、適切な激変緩和措置を講ずることとしております。

今後とも、低所得の方々に対してきめ細かく配慮を行い、憲法第二十五条に基づく国の責務をしっかりと果たしてまいります。

子育て世帯の国民健康保険の均等割保険料についてお尋ねがありました。

国民健康保険の保険料については、全ての被保険者がひとしく給付を受ける権利があるため、子供を含めた被保険者の人数に応じて一定の御負担をいただくことが基本です。その上で、所得の低い世帯には応益割保険料を最大で七割軽減する措置を講じています。

そして、子供に係る均等割保険料を廃止することについては、財源の確保等の課題を踏まえ慎重に検討する必要がありますが、昨年度から未就学児の医療費の自己負担が二割とされていること等を踏まえ、未就学児の均等割保険料を一律半額に軽減する措置を講じており、これをしっかりと運用してまいります。

医療費適正化計画等についてお尋ねがありました。

本法案における医療費適正化計画の見直しは、地域の実情に応じて、都道府県、医療関係者、保険者等が、地域差等の実態を把握した上で協議を行い、適正化に向けた実効性のある取組を推進するものです。

今回の新型コロナ対応では、限られた医療資源の適切な配分のため、各地域で平素から、失礼、平時から、医療機能の分化、そして感染症危機時の役割分担の明確化等を図る必要性が明らかになつたと認識をしています。

このため、昨年の感染症法改正により、都道府県が、平時に医療機関と協議を行い、感染症発生、蔓延時における病床確保や人材派遣等について協定を結ぶ仕組みを法制化するなど、流行の初期段階から機能する医療提供体制を構築することとしており、引き続き都道府県等と連携して取り組んでまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇、拍手〕
○国務大臣(加藤勝信君) 倉林明子議員の御質問

にお答えいたします。

後期高齢者の自己負担についてお尋ねがありました。二〇二五年までに全ての団塊の世代が七十五歳以上となる中、負担能力に応じて、全世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みの構築は待たなしの課題であります。

後期高齢者の医療費の自己負担割合の見直しは、現役世代の負担の上昇を抑える観点から、負担能力や家計への影響を考慮した上で、一定の収入以上の方々にについてのみ自己負担割合を二割とするものであります。こうした方々については、配慮措置も講じること必要な受診の抑制を招かないようにしており、自己負担割合を一割に戻すことは考えていません。

後期高齢者の保険料負担についてお尋ねがありました。今回の制度改正により、令和六年度から高齢者に追加の保険料負担をお願いするに当たっては、高齢者全員に一律の負担をお願いするのではなく、低所得の方々の負担増が生じないように、負担能力に応じた負担とともに、出産育児一時金に対する後期高齢者からの支援対象額を二分の一とするなど、激変緩和措置を講ずることとしています。

平成三十年の家計調査の個票データを用いて年収百五十万円より上位の所得者について分析した収支の状況を踏まえ、負担能力に応じた負担の観点から、年収百五十万円以上の方を対象に制度改正に伴う負担をお願いすることとしています。

後期高齢者医療に対する国庫負担については、制度創設時と比べると財源全体に占める国費の割合が減少しておりますが、これは被用者保険者間の負担の公平を図る観点から、後期高齢者支援金に総報酬割が導入された結果として減少したものであります。二〇二五年までに全ての団塊の世代が七十五歳

以上となる中、負担能力に応じて、全世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを構築する必要があり、今回の改革は是非とも実現する必要があると考えております。

介護保険の利用者負担についてお尋ねがありました。

介護保険制度については、サービスの質を確保しながら制度の持続可能性を維持するためにも、高齢者の負担能力に応じた負担など、給付と負担のバランスを図ることが重要な課題であると認識をしております。

このような認識の下、昨年の社会保障審議会介護保険部会において、利用者負担の在り方についても様々な観点から議論していただき、十二月の介護保険部会の意見書では、令和六年度からの次期介護保険事業計画に向けて議論を行うこととされたところであります。

引き続き、利用者の生活への影響も踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、様々な御意見をしっかりと聞き、丁寧に検討を進めてまいります。

国民健康保険の保険料水準の統一についてお尋ねがありました。

国民健康保険については、平成三十年度の制度改革により、財政支援を拡充するとともに都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとし、安定的な財政運営を確保する観点から、都道府県単位での保険料水準の統一に向けた取組を進めることとしております。現在、保険料水準の完全統一に向けて期限を明示して取り組んでいる都道府県は、北海道、福島県、大阪府、奈良県、佐賀県、沖縄県であります。

この法案では、保険料水準の統一に向けた取組を加速化するため、都道府県が定める運営方針の必須記載事項として、事務の標準化、広域化の推進に関する事項等を追加することとしており、保険料水準の統一の時期については、都道府県と市

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

町村がよく議論した上で、住民など関係者の理解を得ながら進めることとしております。

また、都道府県の取組を支援するため、国として保険料水準の統一の意義や課題の解決事例などを整理した保険料水準統一加速化プランを策定することとしており、こうした取組により、国民健康保険のより安定的な運営に努めてまいります。かかりつけ医機能の確認についてお尋ねがありました。

本法案では、地域の医療機関が自らの有するかかりつけ医機能を保険に報告し、都道府県においては報告を受けた機能に係る体制を有しているかどうかを確認し、地域の関係者の協議の場において報告とともに公表することとしております。この確認は、報告されたかかりつけ医機能の現状を客観性が担保された形で把握する観点から都道府県が事務的に確認するものであり、法律上の効果として、医療機関の権利や義務に直接的に影響を与えるものではなく、医療機関の評価や認定を行ったり、ペナルティーを科したりするものでもありません。

かかりつけ医機能に関する制度整備の考え方についてお尋ねがありました。

政府としては、必要なときに必要な医療を迅速に受けられるフリーアクセスの考えの下で、地域のそれぞれの医療機関が地域の実情に応じて、その機能や専門性に応じて連携しつつ、かかりつけ医機能を発揮するよう促すことが重要であると考えております。

その上で、本法案による制度整備は、国民、患者がそのニーズに応じて適切に医療機関を選択できるようなとともに、医療機関がかかりつけ医機能の内容を強化し、地域において必要なかかりつけ医機能を提供することとするものであり、患者の受療行動に介入するものではなく、医療費抑制の仕組みと言われるものでもありません。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(尾辻秀久君) 日程第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長鶴保庸介君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました法律案について、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方分権改革の意義と提案募集方式の課題、効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドによる計画行政の見直しの進め方、罹災証明書の迅速な交付に向けた課題と今後の取組、住民基本台帳ネットワークの活用に係る提案募集の状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

した。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会をいたします。

午後零時二十一分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 尾辻 秀久君
副議長 長浜 博行君

伊藤 岳君	吉良よし子君
松野 明美君	山添 拓君
岩淵 友君	猪瀬 直樹君
倉林 明子君	音喜多 駿君
梅村みずほ君	紙 智子君
仁比 聡平君	串田 誠一君
高木かおり君	田村 智子君
井上 哲士君	石井 苗子君
浅田 均君	山下 芳生君
小池 晃君	清水 貴之君
東 徹君	石井 章君
金子 道仁君	伊藤 孝江君
青島 健太君	里見 隆治君
窪田 哲也君	中条きよし君
安江 伸夫君	高橋 光男君
柳ヶ瀬裕文君	下野 六太君
塩田 博昭君	片山 大介君
竹内 真二君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	梅村 聡君
河野 義博君	杉 久武君
矢倉 克夫君	柴田 巧君

平木 大作君	新妻 秀規君
高橋 克法君	松沢 成文君
上田 勇君	若松 謙維君
石川 博崇君	鈴木 宗男君
秋野 公造君	竹谷とし子君
佐々木さやか君	山本 博司君
羽生田 俊君	横山 信一君
谷合 正明君	山本 香苗君
西田 実仁君	山口那津男君
磯崎 仁彦君	本田 顯子君
堂込麻紀子君	清水 真人君
ながえ孝子君	平山佐知子君
自見はなこ君	藤木 眞也君
小野田紀美君	山本佐知子君
山本 啓介君	星 北斗君
三浦 靖君	岩本 剛人君
加田 裕之君	高橋はるみ君
船橋 利実君	比嘉奈津美君
山田 太郎君	松川 るい君
滝沢 求君	滝波 宏文君
堂故 茂君	堀井 巖君
高野光二郎君	島村 大君
酒井 庸行君	上月 良祐君
猪口 邦子君	福岡 資鷹君
片山さつき君	浅尾慶一郎君
佐藤 信秋君	大家 敏志君
豊田 俊郎君	柘植 芳文君
太田 房江君	松下 新平君
松村 祥史君	末松 信介君
石井 浩郎君	野村 哲郎君
岡田 直樹君	神谷 宗幣君
大島九州男君	寺田 静君
須藤 元気君	吉川ゆうみ君
宮本 周司君	長峯 誠君
広瀬めぐみ君	藤井 一博君
長谷川英晴君	宮崎 雅夫君
赤松 健君	生稲 晃子君
臼井 正一君	進藤金日子君

石田 昌宏君	佐藤 啓君
こやり隆史君	舞立 昇治君
馬場 成志君	三宅 伸吾君
森屋 宏君	古賀友一郎君
渡辺 猛之君	北村 経夫君
大野 泰正君	西田 昌司君
牧野たかお君	石井 準一君
野上浩太郎君	佐藤 正久君
藤川 政人君	松山 政司君
丸川 珠代君	世耕 弘成君
関口 昌一君	武見 敬三君
山本 順三君	齊藤健一郎君
高良 鉄美君	山本 太郎君
浜田 聡君	伊波 洋一君
吉井 章君	若林 洋平君
田中 昌史君	友納 理緒君
永井 学君	古庄 玄知君
越智 俊之君	加藤 明良君
梶原 大介君	神谷 政幸君
今井絵理子君	朝日健太郎君
青山 繁晴君	足立 敏之君
山下 雄平君	阿達 雅志君
山田 宏君	和田 政宗君
石井 正弘君	中田 宏君
赤池 誠章君	江島 潔君
古川 俊治君	山田 俊男君
森 まさこ君	青木 一彦君
中西 祐介君	上野 通子君
山谷えり子君	宮沢 洋一君
有村 治子君	櫻井 充君
鶴保 庸介君	衛藤 晟一君
山崎 正昭君	中曾根弘文君
山東 昭子君	大椿ゆうこ君
村田 享子君	三上 えり君
水野 素子君	高木 真理君
古賀 千景君	柴 慎一君
鬼木 誠君	横沢 高德君
羽田 次郎君	小沼 巧君

小林 一大君	田島麻衣子君
岸 真紀子君	石垣のりこ君
井上 義行君	森屋 隆君
勝部 賢志君	小沢 雅仁君
杉尾 秀哉君	森本 真治君
斎藤 嘉隆君	石橋 通宏君
三原しゅん子君	野田 国義君
田名部匡代君	吉川 沙織君
長谷川 岳君	川田 龍平君
牧山ひろえ君	水岡 俊一君
青木 愛君	木村 英子君
橋本 聖子君	蓮 舫君
辻元 清美君	福山 哲郎君
福島みずほ君	竹詰 仁君
田村 まみ君	芳賀 道也君
宮口 治子君	嘉田由紀子君
伊藤 孝恵君	塩村あやか君
上田 清司君	浜口 誠君
石川 大我君	打越さく良君
浜野 喜史君	磯崎 哲史君
熊谷 裕人君	古賀 之士君
川合 孝典君	舟山 康江君
小西 洋之君	徳永 エリ君
榎葉賀津也君	大塚 耕平君
天島 大輔君	船後 靖彦君
内閣総理大臣	岸田 文雄君
財務大臣	鈴木 俊一君
厚生労働大臣	加藤 勝信君
内閣府特命担当大臣(地方創生)	岡田 直樹君
内閣官房副長官	磯崎 仁彦君
副大臣	伊佐 進一君
厚生労働副大臣	

議長の報告事項
去る十四日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	神谷 政幸君	補欠	磯崎 仁彦君
厚生労働委員	神谷 政幸君	補欠	磯崎 仁彦君
国土交通委員	磯崎 仁彦君	補欠	神谷 政幸君
環境委員	清水 貴之君	補欠	室井 邦彦君
予算委員	室井 邦彦君	補欠	清水 貴之君
決算委員	串田 誠一君	補欠	柳ヶ瀬裕文君
行政監視委員	越智 俊之君	補欠	梶原 大介君
議院運営委員	鬼木 誠君	補欠	柴 慎一君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	吉良よし子君	補欠	山下 芳生君
災害対策特別委員	藤井 一博君	補欠	加田 裕之君
	青島 健太君	補欠	室井 邦彦君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

小林 一大君 山田 太郎君
永井 学君 宮本 周司君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(閣法第二二号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

防衛省設置法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第四四号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する第三回質問主意書(神谷宗幣君提出(第五五号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡君提出東京都若年被害女性等支援事業の補助制度化に伴う効果等に関する質問に対する答弁書(第四九号)

参議院議員村田亨子君提出非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に関する質問に対する答弁書(第五〇号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

防衛省設置法の一部を改正する法律

一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

有村 治子君
山谷えり子君

補欠

井上 義行君
高橋はるみ君

総務委員

辞任

井上 義行君
舞立 昇治君
松下 新平君
三浦 靖君
古賀 之土君

補欠

有村 治子君
鶴保 庸介君
古庄 玄知君
世耕 弘成君
斎藤 嘉隆君

法務委員

辞任

古庄 玄知君
世耕 弘成君
堀井 巖君
金子 道仁君

補欠

松下 新平君
三浦 靖君

外交防衛委員

辞任

世耕 弘成君
堀井 巖君
金子 道仁君

補欠

北村 経夫君
室井 邦彦君

財政金融委員

辞任

馬場 成志君
勝部 賢志君

補欠

山谷えり子君
石橋 通宏君

文教科科学委員

辞任

高橋はるみ君
斎藤 嘉隆君

補欠

馬場 成志君
古賀 之土君

厚生労働委員

辞任

石橋 通宏君

補欠

勝部 賢志君

経済産業委員

辞任

北村 経夫君

補欠

堀井 巖君

国土交通委員

辞任

鶴保 庸介君
室井 邦彦君

補欠

舞立 昇治君
金子 道仁君

予算委員

辞任

広瀬めぐみ君
柳ヶ瀬裕文君

補欠

岩本 剛人君
串田 誠一君

決算委員

辞任

今井絵理子君
岩本 剛人君
梶原 大介君
柴 慎一君
串田 誠一君
山下 芳生君

補欠

山本佐知子君
広瀬めぐみ君
越智 俊之君
鬼木 誠君
柳ヶ瀬裕文君
吉良よし子君

行政監視委員

辞任

鬼木 誠君

補欠

柴 慎一君

議院運営委員

辞任

越智 俊之君
山本佐知子君

補欠

梶原 大介君
今井絵理子君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

仲裁法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案(閣法第二九号)

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

法務委員会に付託

私立学校法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

文教科科学委員会に付託

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

農林水産委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ミヤンマーのイエタグン・ガス田開発に関する質問主意書(石橋通宏君提出(第五四号))

昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

井上 義行君
衛藤 晟一君
高橋はるみ君

補欠

星 北斗君
岩本 剛人君
赤松 健君

総務委員

辞任

有村 治子君
古庄 玄知君
世耕 弘成君
鶴保 庸介君
斎藤 嘉隆君

補欠

井上 義行君
松下 新平君
三浦 靖君
舞立 昇治君
古賀 之土君

法務委員

辞任

田中 昌史君
松下 新平君
三浦 靖君
和田 政宗君
佐々木さやか君
鈴木 宗男君

補欠

吉井 章君
古庄 玄知君
世耕 弘成君
梶原 大介君
安江 伸夫君
石井 苗子君

外交防衛委員

辞任

岩本 剛人君
北村 経夫君
室井 邦彦君

補欠

衛藤 晟一君
堀井 巖君
金子 道仁君

財政金融委員

辞任

山谷えり子君
石橋 通宏君
横山 信一君

補欠

馬場 成志君
勝部 賢志君
若松 謙維君

文教科科学委員

辞任

補欠

赤松 健君

高橋はるみ君

馬場 成志君

山谷えり子君

古賀 之士君

斎藤 嘉隆君

厚生労働委員

辞任

補欠

生稲 晃子君

北村 経夫君

星 北斗君

有村 治子君

勝部 賢志君

石橋 通宏君

若松 謙維君

横山 信一君

農林水産委員

辞任

補欠

安江 伸夫君

佐々木さやか君

経済産業委員

辞任

補欠

堀井 巖君

生稲 晃子君

国土交通委員

辞任

補欠

梶原 大介君

和田 政宗君

舞立 昇治君

鶴保 庸介君

吉井 章君

田中 昌史君

石井 苗子君

鈴木 宗男君

金子 道仁君

室井 邦彦君

予算委員

辞任

補欠

岩本 剛人君

広瀬めぐみ君

決算委員

辞任

補欠

広瀬めぐみ君

岩本 剛人君

山本佐知子君

今井絵理子君

議院運営委員

辞任

補欠

今井絵理子君

山本佐知子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員

辞任

補欠

浅尾慶一郎君

加藤 明良君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

江島 潔君

田中 昌史君

榛葉賀津也君

舟山 康江君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員

辞任

補欠

鬼木 誠君

古賀 千景君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五号第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号)

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託した。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員齊藤健一郎君提出予備費に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員吉川沙織君提出束ね法案及び新規制定の法律案に関する第三回質問に対する答弁書(第五三三号)

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員齊藤健一郎君提出予備費に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員吉川沙織君提出束ね法案及び新規制定の法律案に関する第三回質問に対する答弁書(第五三三号)

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員齊藤健一郎君提出予備費に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員吉川沙織君提出束ね法案及び新規制定の法律案に関する第三回質問に対する答弁書(第五三三号)

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員齊藤健一郎君提出予備費に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員吉川沙織君提出束ね法案及び新規制定の法律案に関する第三回質問に対する答弁書(第五三三号)

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員齊藤健一郎君提出予備費に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員吉川沙織君提出束ね法案及び新規制定の法律案に関する第三回質問に対する答弁書(第五三三号)

する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右
国会に提出する。

令和五年三月三日
内閣総理大臣 岸田 文雄

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

用の目的以外の目的のために内部で利用することができない。

3 特別区の区長は、第一項の規定による調査のため必要があると認めるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができる。

(交通安全対策基本法の一部改正)

第二条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項及び第四項中「よう努めるものとする」を「ことができる」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第三条第七項中「あらかじめ、都道府県知事に協議しなければ」を「その旨及び次条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知しなければ」に改め、同条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

第六条中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第十項に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第十七条第四項中「あらかじめ、都道府県知事に協議しなければ」を「その旨及び第四条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知しなければ」に改める。

第十八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十八条中「同条第十項の申請書の写しの送付」を「同条第七項の規定による通知」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「第十八条第二項の書類の写しの送付」を「同条第四項の規定による通知」に、「同条第三項」を「第十八条第二項」に、「第三条第十一項」を「第三条第十項」に改める。

第二章 総務省関係

(住民基本台帳法の一部改正)

第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十一の項中「による」の下に「同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十九条第一項の調査、」を加え、「又は同法第三十一条第一項の申請を、同法第三十一条第一項の申請又は同法第三十三条第一項、第三百三十六条第一項、第四百零一条第一項若しくは第四百零四条第一項の通知」に改め、同表の三十八の項の次に次のように加える。

三十八の二 法務省	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)による同法第四十四条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十八の三 法務省	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第十五号)による同法第三条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の九十六の項の次に次のように加える。

九十六の二 国土交通省	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求又は地域福祉増進事業等(同法第四十三条第一項に規定する地域福祉増進事業等をいう。以下同じ)の実施の準備に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-------------	---

別表第一の百十九の項の次に次のように加える。

百十九の二 環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)による同法第九條の八第一項の認定、同条第八項(同法第十五條の四の二第三項において準用する場合を含む)の届出、同法第九條の九第一項若しくは第六項の認定、同条第八項(同法第十五條の四の二第三項において準用する場合を含む)の届出、同法第九條の十第一項の認定、同条第六項(同法第十五條の四の二第三項において準用する場合を含む)の届出又は同法第十五條の四の二第二項、第十五條の四の三第一項若しくは第十五條の四の四第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----------	--

別表第二の五の三十五の項の次に次のように加える。

五の三十六 市町村長	農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)による同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十七 農業委員会	農地法による同法第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の二第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十八 農業委員会	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)による同法第二十二條の二第二項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十九 市町村長	森林法による同法第九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四十 市町村長	森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)による同法第四条第一項の経営管理権集積計画の作成、同法第五条の経営管理意向調査の実施、同法第十条若しくは第二十四条の探索、同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二中六の二の項を六の三の項とし、六の項の次に次のように加える。

六の二 市町村長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第三十八条第二項の災害等防止措置の勧告、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項、第三項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の十一の項中「昭和四十五年法律第百三十七号」を削り、「」による「」の下に「同法第八條第一項若しくは第九條第一項の許可」を加え、「若しくは」を「」の認定、同法第九條の五第一項（同法第十五條の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九條の六第一項（同法第十五條の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九條の七第二項（同法第十五條の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二條の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四條第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四條の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七條の二第三項の届出、同法第十四條の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四條の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七條の二第三項の届出、同法第十五條第一項若しくは第十五條の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九條第三項の届出、同法に改め、「認定の下に」、同法第十七條の二第一項の届出」を加える。

十六の二 都道府県知事

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第六條若しくは第七條第一項の許可、同法第十條第一項若しくは第十九條第一項の申請、同法第二十二條第一項の承認、同法第二十七條第一項若しくは第三十七條第一項の申請、同法第四十二條第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十八の項中「」による「」の下に「同法第八條第一項若しくは第九條第一項の許可」を加え、「若しくは」を「」の認定、同法第九條の五第一項（同法第十五條の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九條の六第一項（同法第十五條の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九條の七第二項（同法第十五條の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二條の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四條第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四條の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七條の二第三項の届出、同法第十四條の四第一項の許可、同条第二項の更新、同法第十四條の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七條の二第三項の届出、同法第十五條第一項若しくは第十五條の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九條第三項の届出、同法に改め、「認定の下に」、同法第十七條の

二第一項の届出」を加える。

別表第四の四の三十五の項の次に次のように加える。

四の三十六 市町村長	農地法による同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十七 農業委員会	農地法による同法第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の二第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十八 農業委員会	農地中間管理事業の推進に関する法律による同法第二十二條の二第二項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三十九 市町村長	森林法による同法第九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の四十 市町村長	森林経営管理法による同法第四条第一項の経営管理権集積計画の作成、同法第五条の経営管理意向調査の実施、同法第十条若しくは第二十四条の探索、同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中五の二の項を五の三の項とし、五の項の次に次のように加える。

五の二 市町村長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第三十八條第一項の災害等防止措置の勧告、同法第四十二條第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項、第三項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の十の項中「」による「」の下に「同法第八條第一項若しくは第九條第一項の許可」を加え、「若しくは」を「」の認定、同法第九條の五第一項（同法第十五條の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九條の六第一項（同法第十五條の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九條の七第二項（同法第十五條の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二條の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四條第一項の許可、同条第二項の更新、同法第十四條の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七條の二第三項の届出、同法第十五條第一項若しくは第十五條の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九條第三項の届出、同法に改め、「認定の下に」、同法第十七條の

別表第五第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第六条若しくは第七條第一項の許可、同法第十條第一項若しくは第十九條第一項の申請、同法第二十二條第一項の承認、同法第二十七條第一項若しくは第三十七條第一項の申請、同法第四十二條第一項の命令若しくは選任の請求、同法第二項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三條第二項の土地所有者等関連情報提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第三十三号中「による」の下に「同法第八條第一項若しくは第九條第一項の許可、」を加え、「若しくは」を「の認定、同法第九條の五第一項(同法第十五條の四において準用する場合を含む。の許可、同法第九條の六第一項(同法第十五條の四において準用する場合を含む。の認可、同法第九條の七第二項(同法第十五條の四において準用する場合を含む。の届出、同法第十二條の七第一項若しくは第七項の認定、同法第九項の届出、同法第十四條第一項の許可、同法第二項の更新、同法第六項の許可、同法第七項の更新、同法第十四條の二第一項の許可、同法第三項において準用する同法第七條の二第三項の届出、同法第十四條の四第一項の許可、同法第二項の更新、同法第六項の許可、同法第七項の更新、同法第十四條の五第一項の許可、同法第三項において準用する同法第七條の二第三項の届出、同法第十五條第一項若しくは第十五條の二の六第一項の許可、同法第三項において準用する同法第九條第三項の届出、同法に改め、「認定」の下に、「同法第十七條の二第一項の届出」を加える。

(地方独立行政法人法の一部改正)
第五條 地方独立行政法人法(平成十五年法律第

百十八号)の一部を次のように改正する。

第七十八條第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六條第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。
第七十八條に次の一項を加える。
7 第二十七條の規定は、公立大学法人には、適用しない。

第七十八條の二の見出し中「各事業年度に係る」を「中期目標の期間における」に改め、同条第一項中「毎事業年度の終了後、当該事業年度が」を削り、「いずれに該当するか」を「区分」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「当該事業年度における業務の実績及び」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「当該事業年度における業務の実績及び」を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中「各事業年度を」同項各号に掲げる事業年度に、「同項第一号、第二号又は第三号」を「当該各号」に改め、同条第三項中「同項第一号、第二号又は第三号」を「同項各号」に改め、同項後段を削り、同条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

第七十九條中「前条第一項第二号」を「前条第一項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。
第七十九條の二第一項中「第七十八條の二第一項第二号」を「第七十八條の二第一項第一号」に改める。

第七十九條第四項及び第二百二十條第四項中「第七十八條の二第一項第三号」を「第七十八條の二第一項第二号」に改める。

第三章 法務省関係

(戸籍法の一部改正)

第六條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十條の二第一項中「第十條第一項(第十條の二において準用する場合を含む。次項及び次条(第三項を除く。))において同じ。」の請求は、いずれの指定市町村長(第百十八條第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。))を「次の各号に掲げる請求は、当該各号に定める者に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十條第一項(第十二條の二において準用する場合を含む。次項及び次条(第三項を除く。))において同じ。の請求 指定市町村長(第百十八條第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。))のうちいずれかの者
二 第十條の二第二項(第十二條の二において準用する場合を含む。次条(第三項を除く。))において同じ。の請求(市町村の機関がするものに限る。 当該市町村の長(指定市町村長に限る。))

第二百二十條の三第一項中「請求」の下に「又は前条第一項の規定によりする第十條の二第二項の請求(法務省令で定める事務を遂行するため必要がある場合における当該請求に限る。以下この条(第三項を除く。))において同じ。」を加え、同条第二項中「第十條第一項」の下に「又は第十條の二第二項」を加え、同条第四項中「第十條第一項」の下に「及び第十條の二第二項」を加え、「同項中」をこれらの規定中に、「同項の」を第一項の規定によりする第十條第一項の「に改める。

第四章 国土交通省関係

(建築基準法の一部改正)

第七條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二條第三十五号中「建築主事を置く市町村の区域」を「この法律の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域」に改め、同号ただし書中「第九十七條の二第一項及び「第九十七條の三第一項」の下に「若しくは第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第四條の見出しを「(建築主事又は建築副主事)」に改め、同条第一項中「事務」の下に「その他のこの法律の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務(以下この条において「確認等事務」という。))」を加え、同条第二項中「第六條第一項の規定による確認に関する事務」を「確認等事務」に改め、同条第五項中「建築物に係る第六條第一項の規定による確認に関する事務」を「確認等事務」に改め、同条第六項中「を受けた」を「(同条第二項の二級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。))を受けている」に改め、同条第七項中「建築主事」の下に「(第七項の規定によつて建築副主事を置いた場合にあつては、建築主事及び建築副主事)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 第一項、第二項又は第五項の規定によつて建築主事を置いた市町村又は都道府県は、当該市町村又は都道府県における確認等事務の実施体制の確保又は充実に図るため必要があると認めるときは、建築主事のほか、当該市町村の長又は都道府県知事の指揮監督の下に、確認等事務のうち建築士法第三條第一項各号に掲げる建築物(以下「大規模建築物」という。))に係るもの以外のものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。

8 前項の建築副主事は、市町村又は都道府県の職員で第七十七條の五十八第一項の登録(同条第二項の二級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。))を受けている者のう

第七十七条の二十六中「ときは、」の下に「当該確認検査が大規模建築物に係るものである場合において当該指定確認検査機関が確認検査員を選任しないものであることその他の」を加える。

第七十七条の二十八中「指定の区分」を「指定区分」に改める。

第七十七条の二十九の二第二号中「確認検査員の下に」又は「副確認検査員」を加える。

第七十七条の三十一第二項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第七十七条の三十五第二項第一号中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項第三号中「第七十七条の二十四第四項」を「第七十七条の二十四第五項」に改め、同項第五号中「確認検査員の下に」若しくは「副確認検査員」を加える。

第七十七条の五十八第一項中「合格した者」の下に「で、建築行政又は確認検査の業務その他これに類する業務で国土交通省令で定めるもの」を加え、同条第二項中「建築基準適合判定資格者登録簿に」を「一級建築基準適合判定資格者検定に合格して当該登録を受ける者にあつては一級建築基準適合判定資格者登録簿に、二級建築基準適合判定資格者検定に合格して当該登録を受ける者にあつては二級建築基準適合判定資格者登録簿に、それぞれ」に改める。

第七十七条の六十二第一項第五号中「第五条第六項」を「第五条第九項」に改める。

第七十七条の六十六第二項中「第五条第六項」を「第五条第九項」に改める。

第八十七条第一項中「建築主事の検査」を「建築主事等の検査（建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第七條の三第一項において同じ。）」に、「建築主事」を「建築主事等（当該用途の変更が大規模建築物に係るものである場合にあつては、

建築主事」に」に改める。

第九十三条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第九十四条第一項及び第三項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第九十七条の二第五項中「第一項の下に」若しくは第二項を加え、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の下に」又は第二項を加え、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定により建築主事」を「第一項又は第二項の規定により建築主事等」に、「同項」を「これら」に、「建築主事等」を「建築主事等が」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の市町村においては、第四条第七項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法律中建築副主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築副主事に関する規定は、当該市町村が置く建築副主事に適用があるものとする。

第九十七条の三第四項を同条第五項とし、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により建築主事を置く特別区においては、当該特別区における同項に規定する事務の実施体制の確保又は充実に図るため必要があると認めるときは、当該特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築副主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築副主事に関する規定は、当該特別区が置く建築副主事に適用があるものとする。

の指揮監督の下に、この法律中建築副主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築副主事に関する規定は、当該特別区が置く建築副主事に適用があるものとする。

第九十七条の五第二項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定並びに次条並びに附則第七條及び第二十條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

三 第七條の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三條第七項又は第十七條第四項の規定によりなされている協議の申出は、第三条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三條第七項又は第十七條第四項の規定によりなされた通知とみなす。

（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この条において「新地方独立行政法人法」という。）第七十八條第五項の規定は、地方独立行政法人法第六十八條第一項に規定する公立大学法人（以下この条において「公立大学法人」という。）に係る令和六年四月一日以後に開始する同法第二十五條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る同法第二十六條第一項に規定する中期計画（以下この条において「中期計画」という。）について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画については、なお従前の例による。

2 新地方独立行政法人法第七十八條第七項の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の地方独立行政法人法第二十七條第一項に規定する年度計画（以下この条において「年度計画」という。）について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。

3 新地方独立行政法人法第七十八條の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一條第一項に規定する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

4 公立大学法人が、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において、中期計画に新地方独立行政法人法第七十八條第五項に規定する指標（次項において「指標」という。）を現に定めている場合には、前三項の規定にかかわらず、同条第五項の規定は施行日から、同条第七項の規定は施行日を含む事業年度

（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この条において「新地方独立行政法人法」という。）第七十八條第五項の規定は、地方独立行政法人法第六十八條第一項に規定する公立大学法人（以下この条において「公立大学法人」という。）に係る令和六年四月一日以後に開始する同法第二十五條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る同法第二十六條第一項に規定する中期計画（以下この条において「中期計画」という。）について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画については、なお従前の例による。

2 新地方独立行政法人法第七十八條第七項の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の地方独立行政法人法第二十七條第一項に規定する年度計画（以下この条において「年度計画」という。）について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。

3 新地方独立行政法人法第七十八條の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一條第一項に規定する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

4 公立大学法人が、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において、中期計画に新地方独立行政法人法第七十八條第五項に規定する指標（次項において「指標」という。）を現に定めている場合には、前三項の規定にかかわらず、同条第五項の規定は施行日から、同条第七項の規定は施行日を含む事業年度

（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この条において「新地方独立行政法人法」という。）第七十八條第五項の規定は、地方独立行政法人法第六十八條第一項に規定する公立大学法人（以下この条において「公立大学法人」という。）に係る令和六年四月一日以後に開始する同法第二十五條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る同法第二十六條第一項に規定する中期計画（以下この条において「中期計画」という。）について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画については、なお従前の例による。

2 新地方独立行政法人法第七十八條第七項の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の地方独立行政法人法第二十七條第一項に規定する年度計画（以下この条において「年度計画」という。）について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。

3 新地方独立行政法人法第七十八條の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一條第一項に規定する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

4 公立大学法人が、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において、中期計画に新地方独立行政法人法第七十八條第五項に規定する指標（次項において「指標」という。）を現に定めている場合には、前三項の規定にかかわらず、同条第五項の規定は施行日から、同条第七項の規定は施行日を含む事業年度

（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この条において「新地方独立行政法人法」という。）第七十八條第五項の規定は、地方独立行政法人法第六十八條第一項に規定する公立大学法人（以下この条において「公立大学法人」という。）に係る令和六年四月一日以後に開始する同法第二十五條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る同法第二十六條第一項に規定する中期計画（以下この条において「中期計画」という。）について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画については、なお従前の例による。

2 新地方独立行政法人法第七十八條第七項の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の地方独立行政法人法第二十七條第一項に規定する年度計画（以下この条において「年度計画」という。）について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。

3 新地方独立行政法人法第七十八條の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一條第一項に規定する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

4 公立大学法人が、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において、中期計画に新地方独立行政法人法第七十八條第五項に規定する指標（次項において「指標」という。）を現に定めている場合には、前三項の規定にかかわらず、同条第五項の規定は施行日から、同条第七項の規定は施行日を含む事業年度

の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政
法人法第七十八條の二の規定は当該翌事業年度
に受ける評価委員会の評価から、それぞれ適用
する。

5 公立大学法人が、施行日後において、令和六
年四月一日前に開始した中期目標の期間に係る
中期計画に指標を新たに定めた場合には、第一
項から第三項までの規定にかかわらず、新地方
独立行政法人法第七十八條第五項の規定は当該
定めた日から、同条第七項の規定は同日を含む
事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方
独立行政法人法第七十八條の二の規定は当該翌
事業年度に受ける評価委員会の評価から、それ
ぞれ適用する。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の
日前に第七條の規定による改正前の建築基準法
(以下この条において「旧建築基準法」という。)
第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に
合格した者(建築基準法の一部を改正する法律
(平成十年法律第百号)附則第二条第二項の規定
により建築基準適合判定資格者検定に合格した
者とみなされた者を含む)は、第七條の規定に
よる改正後の建築基準法(以下この条において
「新建築基準法」という。第七十七條の五十八第
一項に規定する者とみなす。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現
に旧建築基準法第七十七條の五十八第一項の登
録を受けている者は、新建築基準法第七十七條
の五十八第二項の一級建築基準適合判定資格者
登録簿への同条第一項の登録を受けている者と
みなす。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現
に存する旧建築基準法第七十七條の五十八第二
項の規定による建築基準適合判定資格者登録簿

は、新建築基準法第七十七條の五十八第二項の
規定による一級建築基準適合判定資格者登録簿
とみなす。

(政令への委任)

第五条 前三條に規定するもののほか、この法律
の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。

別表第二「建築基準法(昭和二十五年法律第二
百一号)の項中「建築主事」を「建築主事等」に改
める。

(児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部
を改正する法律の一部改正)

第七條 次に掲げる法律の規定中「同条第十一項」
を「同条第十項」に改める。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四
号)第二十四條第一項

二 子ども・子育て支援法の一部を改正する法
律(令和元年法律第七号)附則第四条第一項

(消防法の一部改正)

第八條 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)
の一部を次のように改正する。

第七條第一項ただし書及び第二項中「建築主
事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第九條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(三十三)イ中「建築基準適
合判定資格者」を「一級建築基準適合判定資格
者」に改め、同号(三十三)ロを同号(三十三)ハと
し、同号(三十三)イの次に次のように加える。

(都市緑地法の一部改正)

第十條 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二
号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第二項中「建築主事等」を「検査実
施者」に改める。

(浄化槽法の一部改正)

第十一條 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三
号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二号ただし書中「第九十七條の二
第一項の下に「若しくは第二項」を、「建築主
事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

第五條第一項ただし書中「建築主事」の下に
「若しくは建築副主事」を加える。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部
改正)

第十二條 建築物の耐震改修の促進に関する法律
(平成七年法律第二百二十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第二條第三項中「建築主事」を、「建築基準
法(昭和二十五年法律第二百一号)の規定により
建築主事又は建築副主事」に改め、同項ただし
書中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一
号)」を「同法」に改め、「第九十七條の二第一項」
及び「第九十七條の三第一項」の下に「若しくは
第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主
事」を加える。

第十七條第四項及び第十項中「建築主事」の下
に「又は建築副主事」を加える。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に
関する法律の一部改正)

第十三條 密集市街地における防災街区の整備の
促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の
一部を次のように改正する。

第四條第一項中「(建築主事)を(建築基準法
の規定により建築主事又は建築副主事」に改
め、同項ただし書中「建築基準法を同法」に改
め、「第九十七條の二第一項」及び「第九十七條
の三第一項」の下に「若しくは第二項」を、「建築

主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第五條第二項、第三項及び第五項中「建築主
事」の下に「又は建築副主事」を加える。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部
改正)

第十四條 住宅の品質確保の促進等に関する法律
(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十七條第一項中「すべて」を「全て」に改
め、同項第二号イ中「又は建築基準法(昭和二十
五年法律第二百一号)第五條第一項の建築基準
適合判定資格者検定に合格した者(以下「建築基
準適合判定資格者検定合格者」という。))を削
る。

第四十七條第一号ハ中「又は建築基準適合判
定資格者検定合格者」を削る。

別表第一号の中欄中「若しくは建築基準適合
判定資格者検定合格者又はこれら」を「又はこ
れ」に改める。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第十五條 原子力災害対策特別措置法(平成十一
年法律第五十六号)の一部を次のように改正
する。

第二十八條第一項の表第九十條の二第一項及
び第二項並びに第九十條の三第一項の項中「第
二項」を「第四項」に改める。

(都市再生特別措置法等の一部改正)

第十六條 次に掲げる法律の規定中「建築主事」の
下に「又は建築副主事」を加える。

一 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二
十二号)第十九條の十七第一項及び第二項、
第四十五條の十四第四項並びに第四十五條の
二十一第四項

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年
法律第七十七号)第六十八條第四項

三 津波防災地域づくりに関する法律(平成二
十三年法律第二百二十三号)第五十六條第三
項、第六十四條及び第八十四條第四項

ロ 二級建築基準適合判定資格者の登録

登録件数 一件につき五千円

令和五年四月十九日 参議院會議録第十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

令和五年四月十九日 参議院会議録第十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 質問主意書及び答弁書

二四

(景観法の一部改正)

第十七条 景観法(平成十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項中「建築基準法第四十四条第一項の建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第十八条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号中「建築主事を置く市町村又は特別区の区域に」を「建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域に」に改め、同号ただし書中「建築基準法」を「同法」に改め、「第九十七条の二第二項及び第九十七条の三第一項の下に」若しくは「第二項を、」建築主事の下に又は建築副主事を加える。

第十五条第二項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

第十七条第四項から第六項まで及び第八項中「建築主事」の下に又は建築副主事を加える。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正)

第十九条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「建築主事」を「建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事」に改め、同項ただし書中「建築基準法」を「同法」に改め、「第九十七条の二第二項及び第九十七条の三第一項の下に」若しくは「第二項を、」建築主事の下に又は建築副主事」を加える。

第六条第二項から第四項までの規定中「建築主事」の下に又は建築副主事」を加える。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第二十条 子ども・子育て支援法(平成二十四年

法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第十項第四号ロ中「第三条第十項」を「第三条第十項」に改める。

第三十四条第一項第一号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)

第二十一条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「を置かない」を「又は建築副主事を置かない」に改め、「第九十七条の二第二項及び第九十七条の三第一項の下に」若しくは「第二項」を加え、「を置く」を「又は建築副主事を置く」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「建築主事」の下に又は建築副主事」を加える。

第五十三条第一項中「(建築主事)」を「(建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事に改め、同項ただし書中「建築基準法」を「同法」に改め、「第九十七条の二第二項及び第九十七条の三第一項の下に」若しくは「第二項」を、」建築主事の下に又は建築副主事」を加える。

第五十四条第二項から第四項までの規定中「建築主事」の下に又は建築副主事」を加える。

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正)

第二十二條 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「建築主事を置く市町村の区域に」を「建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域に」に改め、同号ただし書中「建築基準法」を「同法」に改め、「第九十七条の二第二項及び第九十七条の三第一項の下に」若しくは「第二項」を、」建築主事」の下に又は建築副主事」を加える。

第十二條第六項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加え、同条第七項及び第八項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十三條第一項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加え、同条第七項から第九項までの規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第三十五條第二項から第四項までの規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十二條第六項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加え、同条第七項及び第八項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第十三條第一項中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加え、同条第七項から第九項までの規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第三十五條第二項から第四項までの規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

(脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(令和四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二條第七項の改正規定及び同法第十三條第八項の改正規定中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第四条のうち、建築基準法第六條の三第一項ただし書の改正規定中「建築主事」を「建築主事等」に改め、「確認検査員」の下に「若しくは副確認検査員」を加え、同法第十八條第四項ただし書の改正規定中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

東京都若年被害女性等支援事業の補助制度化に伴う効果等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年四月四日

参議院議長 尾辻 秀久殿

浜田 聡

東京都若年被害女性等支援事業の補助制度化に伴う効果等に関する質問主意書

二〇二三年二月二十一日の東京都議会本会議において、都民ファーストの会東京都議団のたきぐち学都議は、東京都若年被害女性等支援事業(以下「本事業」という。)について、「本事業に関し、国からは、民間団体を活用する場合、委託で実施することとされていますが、団体ごとに支援対象者の年齢、支援拠点、手法なども異なり、客観的に同一の成果を求める委託のスキームはなじみにくいと考えます。小規模なものも含めると、担い手となる団体も増えてきており、団体の規模にかかわらず、より多くの民間ノウハウを活用できるよう、補助によるスキームに改めることを検討すべきです。これにより、経費の使途もより明確になることから、都民の理解も得やすくなると思いますが、見解を伺います。」と質問した。

これに対して、東京都は、「若年被害女性等支援事業についてでございますが、困難を抱える若年女性の自立の推進を図るため、支援することには必要であり、都は、国の要綱に基づき、民間団体等と連携し、SNSによる相談や見回り等のアウトリーチなどを行っております。民間団体を活用する場合は委託とされており、事業開始当初から民間団体に委託してございます。この間、若年女性の支援に取り組む団体も増えてきており、そうした民間のノウハウを幅広く活用し、支援対象の状況に応じて柔軟に対応できる仕組みとすることが、必要となつてございます。こうしたことを踏まえ、来年度からは、それぞれの特色を生かして、若年女性等の支援に取り組む団体の活動を一定の基準に基づき後押しできるよう、補助制度強化に向け、国と調整してまいります。」と答弁した。

以上の都議会における質疑は双方に多数の誤った認識を含んでいると考えるが、当該質疑を踏まえ、本事業の補助制度化による効果等について以下質問する。

一 たきぐち学都議は前記質疑において、「本事業

業に關し、国からは、民間団体を活用する場合、委託で実施することとされています」と述べているが、若年被害女性等支援事業において民間団体を活用する場合は委託形式でなければならぬとの認識は正しいか。政府の見解を示されたい。

二 たきぐち学都議は前記質疑において、「客観的に同一の成果を求める委託のスキーム」と述べているが、若年被害女性等支援事業の委託のスキームについては、受託者に客観的に同一の成果が求められるもので、支援対象の状況に応じた柔軟な対応が困難なものであるとの認識は正しいか。政府の見解を示されたい。

三 たきぐち学都議は前記質疑において、「補助によるスキームに改めることにより経費の使途もより明確になる」と述べているが、若年被害女性等支援事業における民間団体の利用形態を、委託のスキームから補助によるスキームに切り替えることによって経費の使途が明確になる顕著な効果があるとの認識は正しいか。

例えば、東京都担当部局による本事業に係る住民監査請求結果を受けての再調査の過程では、受託事業者が個人情報保護を理由に領収書の提示を拒否する問題が生じたが、このような個人情報保護を理由とした会計関係書類の提示拒否は補助制度化した場合も認められるのか。

また、補助制度化により、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」上の自治体の地位や義務は変化が生じるのか。政府の見解を示されたい。

四 東京都は前記質疑において、「若年女性等の支援に取り組む団体の活動を一定の基準に基づき後押しできるよう、補助制度化に向け、国と調整してまいります」と述べているが、この調整は政府の令和五年度の若年被害女性等支援事業の執行に当たつての東京都の事業の採択を前提としたものか。政府の見解を示されたい。

令和五年四月十九日 参議院会議録第十六号

質問主意書及び答弁書

京都の間で進められているのか明らかにされた。右質問する。

令和五年四月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員浜田聡君提出東京都若年被害女性等支援事業の補助制度化に伴う効果等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出東京都若年被害女性等支援事業の補助制度化に伴う効果等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「たきぐち学都議」の「認識」に対する政府の見解についてのお尋ねであれば、政府としてお答えする立場にない。その上で、若年被害女性等支援事業（以下「支援事業」という。）については、「若年被害女性等支援事業実施要綱」（令和三年四月二十八日付け子発〇四二八第二号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）において、支援事業の実施主体である都道府県及び市（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）は、支援事業の一部を社会福祉法人等に「委託等することができ」と示しており、都道府県等が社会福祉法人等に対して、委託する方法に限らず、補助を行う方法により実施することも可能である。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「たきぐち学都議」の「認識」に対する政府の見解についてのお尋ねであれば、政府としてお答えする立場にない。その上で、支援事業の実施主体である都道府県等が支援事業の一部を社会福祉法人等に委託する場合において、委託する事業の具体的な内容等又は委託先の社会

福祉法人等における対象者に対する支援の在り方については、当該都道府県等における支援事業の実施の方針や、当該社会福祉法人等の活動の内容等によって様々であると考えている。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「たきぐち学都議」の「認識」に対する政府の見解についてのお尋ねであれば、政府としてお答えする立場にない。その上で、支援事業の実施方法について、委託による補助によるかにかかわらず、支援事業の実施主体である都道府県等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第三項に規定する補助事業者等に該当するものであり、同法の規定等に基づき、支援事業を適正に実施しなければならず、社会福祉法人等に支援事業の実施を委託する場合又は社会福祉法人等に補助を行い、当該社会福祉法人等が同条第六項に規定する間接補助事業者等（以下単に「間接補助事業者等」という。）として同条第五項に規定する間接補助事業者等（以下単に「間接補助事業者」という。）を実施する場合における当該社会福祉法人等が委託を受けて実施する事業又は間接補助事業者等として実施する間接補助事業等において支出する経費についても、同法の趣旨にのっとり適切な管理を行う必要があるものと考えており、また、当該社会福祉法人等においても、当該経費を適切に管理する必要があるものと考えている。

四について

御指摘の「調整」については、厚生労働省において、東京都から、支援事業を令和五年度も実施する場合には、委託による方法から補助による方法に切り替える旨の連絡を受けているが、現在、同省において、同年度の支援事業に係る補助金の交付要綱等の作成を進めているところ、当該補助金の交付又は不交付の決定については、今後、当該交付要綱等に基づき、都道府

県等から交付申請が行われ、同省において当該申請の内容を確認の上、行うこととなる。

非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年四月四日

参議院議長 尾辻 秀久殿 村田 享子

非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に関する質問主意書

公益法人制度改革により、公益財団法人及び一般財団法人の制度が設けられ、併せて税制上の取扱いが整備された。しかし、非営利型一般財団法人は、公益財団法人とは異なり利子・配当収入が所得税法上非課税とされず、一方で法人税が非課税であるため確定申告も認められないことから源泉徴収された所得税の還付も受けられないため、不利益を被っている。

このような非営利型一般財団法人に対する課税の在り方について、以下質問する。

一 財団法人は、寄附された財産の運用益を主たる財源として事業を行う。具体的な財産運用益としては、預金利息収入や社債等の債券から得られる利子収入、株式等から得られる配当収入が大半を占める。一般に、財団法人が事業を行う原資として、これらの収入以外に然るべき金額の運用益を得られる収入があると考えているのか、あるとすれば何を想定しているのか、政府の見解を示されたい。

二 個人・法人のいずれであっても、利子・配当収入に対する課税は、所得税法に基づき源泉徴収される。しかし、法人の場合は、法人税法に基づき課税所得に対する法人税が課され、先に源泉徴収された所得税額は法人税から控除する

ことができる。源泉徴収された所得税が法人税より多い場合には還付される。こうした仕組みを前提にすれば、法人の所得に対する課税は原則として法人税であり、所得税は課されないものと解釈できるが、この理解でよいのか。この理解が誤りであれば、根拠を示した上で政府の見解を明らかにされたい。

三 公益財団法人も非営利型一般財団法人も非営利事業に対する法人税は非課税であるが、非課税でない法人の場合は、課税所得に対して法人税率を乗じて法人税を計算する。この「法人税は非課税である」という意味は、法人税率が〇%なのか。法人税は非課税であるならば、法人の課税所得がいくらであっても、また所得のもとになる法人の収入(利子・配当収入)がいくらであってもその所得や収入には課税されないという理解でよいのか。この理解が誤りであれば、根拠を示した上で政府の見解を明らかにされたい。

四 公益財団法人と非営利型一般財団法人は、法人税法上はいずれも収益事業にのみ課税されることとなっているが、利子・配当収入を得た場合の所得税法上の取扱いに違いがある。

1 所得税法では、利子・配当収入を得た場合に源泉徴収される所得税について、公益財団法人は非課税とする一方で、一般財団法人は非営利型か否かを問わずに課税することとしている。少なくとも、非営利型一般財団法人については、公益財団法人同様に非課税とされるべきと考えるが、なぜ、公益財団法人と非営利型一般財団法人の間でこのような取扱いの違いを設けているのか。いずれも法人税が非課税であることとの関連を含めて、それを合理的とする法的根拠とともに説明されたい。

2 法人税法では、法人に法人税を確定するための確定申告を義務付けている。その際、所

得税法に基づき先に一部の収入に対して源泉徴収された所得税額がある場合には、法人税額から所得税額を控除することができる。一方、公益財団法人と非営利型一般財団法人は、収益事業を除き所得に法人税が課税されないことから、収益事業がない場合は確定申告が不要とされている。しかし、非営利型一般財団法人の場合は、利子・配当収入に対して所得税が源泉徴収されているので、法人税が非課税であっても確定申告を行い、先に源泉徴収された税金を還付請求する必要があるのではないかと考える。なぜ、非営利型一般財団法人は、他の会社等と同様に確定申告ができるような取扱いとなっていないのか。法人税が非課税であることとの関連を含めて、それを合理的とする法的根拠とともに説明されたい。

3 以上の取扱いの結果、非営利型一般財団法人は利子・配当収入自体が課税対象となっており、その還付を受けることもできず、公益財団法人との間で法的公平性を欠くことになるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 平成十七年六月、政府の税制調査会基礎問題小委員会非営利法人課税ワーキンググループが取りまとめた「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」では、利子・配当等の金融資産収益は公益活動を支える不可欠な財源であり、政策的な配慮が引き続き必要であるとの考え方もある」との意見も示されていた。それにもかかわらず、公益法人制度改革に伴い行われた税制改正で、結果的に公益財団法人の利子・配当のみを非課税とし、非営利型一般財団法人の利子・配当に対しては課税としたのはなぜか。特に、財務省で当時どのような議論がされたのか、その内容を詳細に明らかにされたい。また、結果として税制

調査会で出された意見が反映されないまま、制度改正及び税制改正が行われたことに対して、政府としての見解を示されたい。

六 法人税の計算に当たっては、利子・配当は益金に算入され、売却した有価証券の売却損を含む損金の額を差し引いて、課税所得を決定する。仮に、非営利型一般財団法人が所有する有価証券を売却し損失が出た場合、現行制度であれば、非営利型一般財団法人は、利子・配当収入に課税されているにもかかわらず、損失分を課税所得より減ずる方法がなく不利を被る。このような状況では、課税の公平性を欠くばかりか、合理性もないと考えるが、政府の見解を示されたい。また、全ての法人は、申告納税の義務と権利を有するにもかかわらず、非営利型一般財団法人にはそれが許されない根拠を示されたい。

七 東京地方裁判所で争われている「非営利型一般財団法人の利子・配当収入の徴税事件」において、国は被告として、「租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断に委ねるほかに、この主張を行いつつ続けている。この主張は、国としての意見に間違いはないか。また、非営利型一般財団法人における法人税法及び所得税法上の取扱いを決定する前に、裁判で主張している国家財政、社会経済、国民所得、国民経済等の実態についてどのような資料を検討して立法に至ったのか説明されたい。他方、裁判所も、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないとの主張を行いつつ続けている。これは、「租税の定立」は国家統治の基本に関する極めて高度の政治性を有する行為(統治行為)であり、よって裁判所の司法権の対象ではないとの見解を行っている。立法府共に有しているという理解でよいのか、政府の見解を示されたい。そうでない場合は、租税法の定立について裁判所の判断は及ば

ないとする根拠について、政府の理解するところを明らかにされたい。
右質問する。

令和五年四月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員村田享子君提出非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員村田享子君提出非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の「然るべき金額及び運用益を得られる収入」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、一般財団法人の行う事業の内容を網羅的に把握していないため、お尋ねの「これらの収入以外に然るべき金額の運用益を得られる収入があると考えているのか、あるとすれば何を想定しているのか」について、お答えすることは困難である。

二について
法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第五条において、内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課することとされており、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百七十四条において、内国法人が支払を受ける利子、配当等に所得税を課することとされている。

内国法人については、法人税法第六十八条第一項において、法人税額から利子及び配当等に係る所得税額を控除することとされているが、これは、法人税と所得税の調整を行うためである。このため、御指摘の「こうした仕組みを前提にすれば、法人の所得に対する課税は原則として法人税であり」との意味するところが必ずし

も明らかではないが、御指摘のように「所得税は課されないものと解釈できる」ものではないと考えている。

三について

お尋ねの「この「法人税は非課税である」という意味は、法人税率が〇%なのか」及び「法人税は非課税であるならば、・・・その所得や収入には課税されないという理解でよいのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法人税法第六条において、公益法人等の収益事業（同法第十二条第十三号に規定する収益事業をいう。以下同じ。）から生じた所得以外の所得（以下「収益事業外所得」という。）については、各事業年度の所得に対する法人税を課さないこととされていることから、収益事業外所得又は当該収益事業外所得に係る御指摘の「収入」の多寡にかかわらず、当該収益事業外所得を法人税の課税標準とし、これに税率を乗じて法人税額が算出されることはない。

四の1について

公益財団法人及び非営利型一般財団法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人のうち、一般財団法人に該当するものをいう。以下同じ。）については、事業を行って利益を稼得することや、その利益を構成員等に分配することを目的としない法人であると考えられることから、同法第五条及び第六条において、営利企業と競合する収益事業から生じた所得には法人税を課し、収益事業外所得には法人税を課さないこととされているものと承知している。

また、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人をいう。）が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性に鑑み、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図る観点から、公益財団法人については、所得税法第十一条第一項の規定に

より、支払を受ける利子、配当等には所得税を課さないこととされているものと承知している。

四の2について

所得税については、所得税法第二百二条において、内国法人に対して利子、配当等の支払をする者は、その支払の際、当該利子、配当等について所得税を徴収し国に納付しなければならないこととされている。

法人税については、法人税法第五条において、内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課することとされているところ、非営利型一般財団法人については、同法第四条において、法人税の納税義務は収益事業を行う場合等に限られることとされており、同法第六条において、収益事業外所得には法人税を課さないこととされている。

また、内国法人が支払を受ける利子、配当等については、同法第六十八条第一項において、利子及び配当等に係る所得税額について法人税額から控除することとされている。一方、当該利子及び配当等が、非営利型一般財団法人の収益事業外所得である場合は、当該収益事業外所得には法人税を課さないこととされていることから、同条第二項の規定に基づき、当該利子及び配当等に係る所得税額の控除も行われないうこととされている。

したがって、内国法人が支払を受ける利子、配当等については、法人税と所得税の調整を行うため、確定申告の際に当該利子及び配当等に係る所得税額を法人税額から控除するが、非営利型一般財団法人の収益事業外所得については、同様の調整を行う必要がないことから、控除は行わないこととされているものと承知している。

四の3について

お尋ねについては、四の1について及び四の

2について述べたとおりであり、「法的公平性を欠く」ものではないと考えている。

五及び七の中段について

五のお尋ねについては、御指摘の「政府の税制調査会基礎問題小委員会非営利法人課税ワーキンググループ」が取りまとめた「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」においては、「公益法人等の場合、利子・配当等の金融資産収益に対する課税については、収益事業に属するものを除き、法人税が非課税とされている。金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、公益法人等が事業活動を行う中で新たに発生した所得であって、経済的価値においては現在収益事業とされている金銭貸付業から生じた所得と同じであること等から一定の税負担を求めるべきと考える方があり。他方、金融資産収益は、公益活動を支える不可欠な財源であり、政策的な配慮が引き続き必要である」との考え方もある」との意見が示されており、こうした意見を踏まえて総合的に検討して、御指摘の「税制改正」が行われたものである。このため、御指摘の「制度改正」の意味するところが明らかではないが、「税制調査会」で出された意見が反映されないまま「税制改正が行われた」との御指摘は当たらないと考えている。

また、七の中段のお尋ねについては、御指摘の「税制改正」に当たっては、「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方（平成十七年六月税制調査会基礎問題小委員会非営利法人課税ワーキンググループ取りまとめ）」などの資料を検討している。

前段のお尋ねについては、収益事業においては、益金に算入される性質の収益や損金に算入される性質の損失であったとしても、非営利型一般財団法人の収益事業外所得については、法人税を課さないこととなり、課税所得の計算上、

関連する益金も損金も計上されない。このような仕組みは、「課税の公平性を欠くばかりか、合理性もない」ものではないと考えている。

後段のお尋ねについては、「申告納税の義務と権利を有するにもかかわらず、非営利型一般財団法人にはそれが許されない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、非営利型一般財団法人に係る税制上の取扱については四の2について述べたとおりである。

七の前段及び後段について

前段のお尋ねについては、御指摘の「非営利型一般財団法人の利子・配当収入の徴税事件」の意味するところが明らかではないが、一般論として、租税法の定立の適否が争われる訴訟において、御指摘のとおり主張することはある。

後段のお尋ねについては、租税法の定立に係る合憲性に関する裁判所の判断については、政府としては、昭和六十年三月二十七日最高裁判所大法廷判決において判示された内容が、その後の租税法の定立の適否が争われた訴訟においても踏襲されていると理解しており、また、当該判示された内容は、御指摘の「租税の定立」は国家統治の基本に関する極めて高度の政治性を有する行為（統治行為）であり、よって裁判所の司法権の対象ではない」という見解とは異なるものと理解している。

また、お尋ねの「立法府」の見解については、政府としてお答えする立場にない。

日本政府の半導体政策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年四月七日

参議院議長 尾辻 秀久殿
神谷 宗幣

日本政府の半導体政策に関する質問主意書
日本の製造業は、二〇二一年度の名目GDP全体の二十％を占め、我が国の産業の根幹をなしているが、二〇二〇年末に顕在化した世界的な半導体不足は、現在までの二年以上、日本の製造業に深刻な打撃を与えている。例えば、自動車関連産業は、我が国のGDPの一割強を占める六十兆円規模で、五百五十二万人を雇用する基幹産業であるが、自動車メーカー各社は、国内外の生産拠点を大幅な減産と操業停止を余儀なくされている。トヨタ、日産、ホンダ、マツダ、SUBARUの五社の二〇二一年度実績は、計画に対し三百二十万台減少した。また、経済産業省生産動態統計調査によると、二〇二一年の生産金額も二〇一九年比で三・一兆円減少し、深刻な経済損失が発生している。同様に、家電製品やゲーム機も半導体不足による販売減少や生産停止で、二〇二一年度第一・四半期は電機メーカー五社が営業減益となった。設備需要が伸びているにもかかわらず、半導体不足により製品が出荷できず、機械・電機メーカーの受注残が六兆円との報道もある。

慢性化する半導体不足による製造業の甚大な経済損失は、国力にも影響を与えており、製造業の半導体不足を解消することが、日本経済にとって喫緊の課題であることは論をまたない。こうした状況の中で、二〇二一年度から政府が決定した半導体政策のうち、特に特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「5G促進法」という。）に基づく支援策について、日本国内の製造業を支援し、経済損失を解消する国家戦略として妥当なものであるかについて、以下質問する。

一 半導体政策の立案・決定プロセスについて
我が党が、二〇二〇年末から現在まで続く車載半導体不足が日本のGDPにどのような影響を与えているかの具体的な試算について、経済産業省に問い合わせたところ、「車載用半導体の供給不足は近年の自動車生産の減産要因の一

つと承知しておりますが、自動車メーカーの生産活動は様々な要因に影響されることから、車載用半導体の供給不足による影響を定量的にお答えすることは困難」との回答であった。

一方、ジーナ・レモンド米商務長官は、二〇二二年三月十五日のブラウン大学の講演において、車載半導体不足の国力に与える影響について、「自動車産業は半導体不足により（二〇二一年は）計画よりおよそ八百万台減産し、その結果二千億ドル（約二十七・五兆円）の減収となった。一部の推定によると、半導体不足がなければ、米国の年間GDP成長は今よりも一％高かっただろう。」と発言しており、米国政府は、自動車メーカーの生産活動が様々な要因に影響されていることを踏まえつつ、車載用半導体の供給不足がGDPに与える影響を定量的に分析し、米国内の半導体産業支援について戦略的に検討し、CHIPPS法を含む半導体政策を立案し推進している。

政府が国家的な課題解決に取り組む場合、現状を適切かつ定量的に把握・調査し、その原因を分析し、それに対する複数の解決策から最も効果的かつ適切な方法を検討し、政府の政策として実行していくことが必要である。

民間では、例えば、第一生命経済研究所経済調査部が二〇二三年二月十三日付けのEconomic Trendsで「コロナ以降の自動車工業の減産により、波及効果も含めた付加価値は二〇二〇年以降（中略）、累計でGDPを▲八・六兆円押し下げた」と発表しており、半導体不足による自動車減産で日本経済への影響の定量的な分析が行われている。米国政府や我が国の民間シンクタンクが半導体供給不足の影響を数値で分析して示し、政策を戦略的に検討しているにもかかわらず、日本政府と経済産業省がそれをできないとしているのはなぜなのか示されたい。

二 5G促進法に基づく半導体政策の妥当性につ

いて
1 政府は、5G促進法に基づく支援のため、令和三年度補正予算において六千七百七十億円を計上し、経済産業大臣から特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けたTSMC（JASM）、キオクシア及びマイクロンメモリジャパンの三社に対し助成することとしている。この三社は多額の外国資本が入っている外資系企業である。

5G促進法の目的として、第一条に「特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要である」と示されている。したがって、「国内で安定的に生産される」ことが目的であるならば、この法律による支援対象企業は、生産技術が保持でき、次世代技術開発が可能である国内企業でなければならぬ。三社は全て外資系企業であり、生産技術を日本国内に保持するという保証はないので、法律の目的を充足するために、国内に工場があるのみならず、生産技術が我が国の国内企業で保持されることが必要であると考え、この点について政府の見解を示されたい。

2 特定半導体が、国内で安定的に生産し供給できることが特に求められるとすれば、5G促進法に基づき、日本政府から支援されたTSMC等は、将来的な特定半導体の逼迫の際にも、国内の半導体購入企業（電機メーカー、自動車部品メーカー等）に優先的に供給することが担保される仕組みが必要である。

例えば、TSMCは、半導体メーカーから生産委託を請け負うファウンドリと呼ばれる製造受託企業である。ファウンドリは半導体購入企業を選べるわけではなく、生産された半導体の供給先は半導体メーカーの意向で決定されるため、TSMCに日本の税金四千七

百六十億円を巨額投資しても、日本の国内企業に半導体が納入され、必要な局面で日本の産業を支えるか否かは非常に不透明である。

二〇二二年六月十七日に認定されたTSMCの特定半導体生産施設整備等計画の概要によると、需給逼迫時の取組内容としては、「TSMCは、日本政府からの要請に応じ、日本の顧客向けの供給拡大について誠実に協議に応じる」とあるが、誠実に協議に応じるこのみが求められ、日本の国内産業向けの優先的な供給を義務付けているものではない。

このことから、5G促進法に基づいてTSMC等の外資系ファウンドリに巨額投資を行っても、日本企業への優先的な供給に対し拘束力を持ったスキームにしなければ、日本の国内産業を救済し、経済安全保障に寄与することを保証するものではないと考えるが、この点について政府の見解を示されたい。

3 5G促進法第三条第一項では「我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化（中略）に資する」ことを、また、同条第二項では「我が国における特定半導体の生産に係る産業の発展に資する」ことを基本理念として謳っている。しかし、TSMC等の外資系企業に支援することは、競合する国内の半導体企業の競争力を阻害することになり、国内産業の国際競争力を強化し、特定半導体の生産に係る産業の発展に資するとの基本理念と矛盾しており、5G促進法に違反する政策ではないかと考えるが、この点について政府の見解を示されたい。

4 現下、世界的に需給逼迫が指摘されている車載半導体の大半は、40nmクラスのレガシー半導体であり、日本経済に重大な影響を与えている製造業の半導体不足の解消に最も必要な半導体である。

昨年十月の参議院予算委員会での浜口誠議員の質疑及び衆議院経済産業委員会の関芳弘議員の質疑に対する答弁の中で、5G促進法に基づく半導体生産設備整備への支援が現状の半導体不足への対応策の一つとして答弁されているが、そうであるならば、5G促進法は、車載半導体の生産設備整備への支援にも活用できると考えられる。

一方、40nmクラスのレガシー半導体は、5G促進法で支援を予定しているTSMCの半導体(二十八・三十二nm及び十六・十二nm)とは異なる領域であるが、5G促進法施行令では特定半導体が90nm以下と定義されているので、支援対象となる。ただし、供給が不足している40nmクラスの車載半導体の大半は「特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な半導体」には該当しないため、5G促進法の支援対象にならないと解釈されるが、その理解は正しいか。

5G促進法第二条第四項で、「特定半導体」とは、「特定高度情報通信技術活用システム(中略)に不可欠な大量の情報処理を高速で処理することを可能とする半導体であつて、国際的に生産能力が限られていることその他の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なもの」として定義されている。ここで「国際的に生産能力が限られていることその他の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なもの」とは、世界的に需給バランスが逼迫し、国内の製造業等に対し十分な供給が難しい状況でも、国内で安定的に生産し供給できる体制を整備することが特に求められる半導体と考えられる。したがって、今回政府の支援対象であるTSMC等が国内工場を建設し生産する予定の特定半導体は、世界的に逼迫しており、今後も長期的に逼迫が予想されるものでなければならぬ。

我が党が、二〇二〇年一月から二〇二三年

二月までの半導体の需給バランスについて、用途別(パソコン、スマートフォン、データセンター、自動車と種類別(メモリー、先端ロジック半導体、アナログ半導体、パワー半導体、マイコン)に、日本国内と世界の需給バランスのデータについて、経済産業省に問い合わせたところ、「お示しできる用途別、種類別の日本国内および世界の需給バランスに関するデータを保有していないため、お答えすることはできません。」との回答であった。この回答に鑑みれば、政府内ではTSMC等が国内工場で生産予定の特定半導体について需給状況の推移を把握していないと考えられる。

しかし、二〇二二年二月のTech Insightsによる「Semiconductor Market Overview」の需給バランスデータ及び二〇二三年二月二十日に「E: Times Japan」で発表された湯之上隆氏の記事によると、TSMC等のファウンドリ(生産委託企業)の逼迫は二〇二一年前半までであり、二〇二一年第三・四半期以降は逼迫が解消され、二〇二二年は供給過剰に転じており、TSMC等三社で生産される予定の特定半導体は、その後の需要の逼迫が現時点で解消されていると報告されている。

この報告のとおりであるならば、「国際的に生産能力が限られていることその他の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なもの」という特定半導体の要件を、二〇二二年時点で失っているものと考えられる。このことは、5G促進法の趣旨から逸脱し、税金を使つて外資系企業を支援して余剰な半導体を製造していることにならないか。さらに、こうした世界の需給バランスに関するデータを把握することなく政策決定を行なっていることについては見直すべきではないか。加えて、現状の施策で量産が進められた「特定半導体」が情勢の変化で長期的な供給過

剩となった際には、どのような対応策を考えているのか、この三点について、政府の見解を示されたい。
右質問する。

令和五年四月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出日本政府の半導体政策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「米政府や我が国の民間シンクタンク」の分析については、様々な仮定を置いて行われたものと承知しており、その具体的な手法については承知していないが、自動車の生産は各種の部品の供給その他様々な要因に影響されることから、半導体の供給不足が自動車の生産に及ぼす影響について定量的にお示しすることは困難である。なお、自動車産業を含む国内産業への半導体の安定的な供給に向けては、半導体の国際的な需給の動向等を適切に把握しつつ、国内の製造基盤強化に向けた補助金による支援等の施策を戦略的に講じてきているところである。

二の1について

お尋ねの「国内企業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号。以下「法」という。)に基づき事業者から法第十一条第一項に規定する特定半導体生産施設整備等計画(以下「計画」という。)の認定の申請があつた場合には、いずれの国の事業者であるにかかわらず、当該申請に係る計画が同条第三項各号のい

ずれにも適合する場合に同条第一項の認定(以下「認定」という。)をするものであるところ、同条第三項各号においては、例えば、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)をはじめとする国内関係法令を遵守すること、特定半導体等(同項第二号に規定する特定半導体等をいう。以下同じ。)の生産が一定の期間以上継続的に行われると見込まれるものであること、特定半導体等の生産能力を強化するための投資及び研究開発等が行われると見込まれるものであること、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)に基づく保護を受けるために必要な対策を講じているなど特定半導体等に係る技術上の情報を適切に管理するための体制が整備されていること等を認定の要件としている。

二の2について

御指摘の「日本企業への優先的な供給に対し拘束力を持ったスキーム」の意味するところが必ずしも明らかではないが、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十一条は、食糧その他輸出入品に關する一時的に課すものであること等の例外の場合を除き、他の締約国への輸出について、関税その他の課徴金以外の制限を課することを原則として禁止していることから、法は、認定を受けた事業者に対して国内向けに優先的に出荷する義務を課してはいない。その上で、法第十一条第三項各号においては、特定半導体等の供給が逼迫した場合における増産を含む国内における安定的な生産に資する取組が行われると見込まれること等を認定の要件としているところである。

二の3について

法第三条第二項は、「特定半導体生産施設整備等は、・・・国際的に特定半導体の生産能力

が限られている状況においてもその需給の変動に対応できるよう我が国の技術の向上により特定半導体の国内における安定的な生産を確保すること、及び我が国における特定半導体の生産に係る産業の発展に資することを旨とし、・・・行うものとする。」と規定しているところ、御指摘の事業者に係る計画の認定についても、我が国における半導体関連産業の集積や人材の育成等に資するものであり、同項の考え方に沿っているものであると考えている。また、法は、認定を受ける事業者がいずれの国の事業者であるかを問うものではない。

二の4について
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令(令和二年政令第二百五十六号)第二条は、特定半導体(法第二条第四項に規定する特定半導体という。以下同じ。)の性能として、演算を行う半導体については、トランジスタ上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百ナノメートル以下であるものと規定しており、また、法第六条第一項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針(令和二年総務省・財務省・経済産業省告示第一号)においては、法第二条第五項に規定する特定半導体の生産について特定の材料を用いて行うこと等を求めている。御指摘の「レガシー半導体」に係る生産施設の整備に係る計画が法に基づく支援の対象となるかどうかについては、これらの要件を満たすかを個別に判断する必要があると考えている。

二の5について
御指摘の「供給過剰」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法第二条第四項は、特定半導体について、「国際的に生産能力が限られていることその他の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で

定める種類ごとに政令で定める性能を有するもの」と規定しているところ、「特に必要なもの」であるかどうかについては、半導体に係る需給や技術の動向その他様々な要素を勘案した上で、政令で具体的な要件を定めているところであり、加えて、二の3について述べたとおり、法は、認定を受ける事業者がいずれの国の事業者であるかを問うものではない。
また、当該政令を定めるに当たっては、我が国の産業の実態を踏まえるべく事業者から提供を受けた情報を活用して検討を行っている。
その上で、お尋ねの「対応策」については、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたが、一般論として申し上げれば、特定半導体については、事業者が需給の動向を適切に踏まえたつづ生産を行い、国内で安定的に供給されることが重要であると考えている。

予備費に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和五年四月七日

参議院議長 尾辻 秀久殿
齊藤健一郎

予備費に関する質問主意書
政府は令和五年三月二十八日、令和四年度予算に計上した新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費から物価高騰に対する追加策実施分として二兆二千二百二十六億円を支出すると閣議決定した。以下質問する。
一 国会審議を経ずに内閣の裁量で使途を決められる予備費は「財政民主主義」のあくまで例外である。
令和五年三月二十四日、鈴木俊一財務大臣は閣議後の会見で令和四年度予算の予備費から支出する理由について「昨年末の予算編成時点で

具体的な予算を見込み、予算計上することは困難であった」と述べているが、日々物価上昇が続いているが、なぜ数か月先の物価対策を見込めなかったのか。見通しが甘いと考えられるが、政府の見解如何。

二 今回の予備費の内訳に、地方自治体へ地方創生臨時交付金・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(以下「交付金」という。)一兆二千億円がある。

これまで交付金をめぐっては会計検査院が、効果の検証について不十分な点があると指摘している。交付金の効果が地域の活性化に繋がっているのかどうか、より詳細な検証を行うべきものと考えているが、政府の取組を具体的に示されたい。
右質問する。

令和五年四月十八日
内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿
参議院議員齊藤健一郎君提出予備費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齊藤健一郎君提出予備費に関する質問に対する答弁書

一について
令和五年度予算編成時において、今般、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費を使用して講ずることとした物価高騰に対する追加対策を見通すことができたかどうかについては、令和五年三月二十四日の記者会見において、鈴木財務大臣が「予備費は予見し難い予算の不足に充てるための万全の備えとして計上しているものですが、憲法第八十七条や財政法第二十四条における予見し難いとは、支出を要する事柄自体が予見し難い場合だけではなく、事柄は予見し得るが、その金額が予見

し難い場合も含まれる、と解されております。物価高騰は国民生活や事業活動に大きな影響を与え得るものですが、今後の推移や影響の範囲等については確たる見通しを立てることは困難であるため、昨年末の予算編成時点で具体的な予算を見込み、予算計上することは困難であったと考えております。決して、その時点で予備費を使用することを計画していたわけではありません。」と述べているとおりである。

二について
お尋ねについては、内閣府において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について(令和四年十一月四日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)」を发出し、都道府県に対し、「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について(周知)」(令和四年九月二日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)において周知した地方公共団体による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表事例を再度周知するとともに、当該事例における効果検証の手法も参考として適切な方法により速やかに同交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する検証結果を公表するように要請している。

東ね法案及び新規制定の法律案に関する第三回質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和五年四月七日

参議院議長 尾辻 秀久殿
吉川 沙織

東ね法案及び新規制定の法律案に関する第
三 質問主意書

私が提出した「東ね法案及び新規制定の法律案に関する再質問主意書」(第二百十一回国会質問第四一号。以下「前回主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質二二一第四一号。以下「前回答弁書」という。)を踏まえ、改めて質問する。

一 前回主意書の一において、「令和元年から令和五年までの五年間の常会に提出された又は提出する新規制定の法律案について、既存の法律の規定の特例となる内容を規定しようとするものの件数を質問したところ、前回答弁書の「一について」では、「新規制定」の法律案のうち、法律案の題名に「特例」又は「特別措置」が含まれるものの数が答弁された。新規制定の法律案の題名に「特例」又は「特別措置」が含まれていないものであっても、その内容を見ると、複数の既存の法律の規定について特例を設けようとするものもありうる。また、「既存の法律の規定の特例となる内容」の意味するところが必ずしも明らかではないとされたが、例えば、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」(第二百十一回国会法案第一号)は、「特別会計に関する法律」(平成十九年法律第二十三号)、「独立行政法人国立病院機構法」(平成十四年法律第九十一号)及び「独立行政法人地域医療機能推進機構法」(平成十七年法律第七十一号)の規定について特例を設けようとしている。この例のような法律案でその題名に「特例」又は「特別措置」が含まれていないもの及び前回答弁書の「一について」で政府が答弁した法律案の題名に「特例」又は「特別措置」が含まれているものは、政府が答弁する東ね法案の件数に含まれるのか明らかにされたい。

よって既存の法律による法的効果とは異なる法的効果を得ようとするものであり、その意味においては、複数の既存の法律の規定を改正する東ね法案と類似することとなる。そのため、前記一で例示したような、複数の既存の法律の規定について特例を設けようとする新規制定の法律案については、東ね法案と同様に、国会審議の形骸化を招来するとともに、国会議員の表決権を侵害しかねず、また、どの法律がどのように改正されるのか等が国民に分かりづらくなり、適切な情報公開とはならないおそれをはらんでいるとも考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 政府は、前回答弁書の「二、三及び五について」において、「近年において東ね法案が相対的に増加している」との認識(中略)は有していない。」と答弁している。しかし、近年において東ね法案が相対的に増加していることは、前回主意書の二で数値を挙げて具体的に示したとおりであり、これは私の質問に対する政府の答弁(内閣参質二二一第二六号)に基づいているのであるから、認識を有していないとの政府の答弁は甚だ疑問である。近年において東ね法案が相対的に増加していること自体は、客観的事実として認めるべきではないか。政府の見解を示されたい。

四 前回主意書の四において、政府が東ね法案の形式で国会に提案してきた結果、私が再三指摘してきた東ね法案の問題点が生じかねないことについて、提案者たる政府としてどのように認識しているのか問うたところ、前回答弁書の「四について」では、「丁寧な説明や内容の周知に努めてきた」との答弁はあったものの、「国会の審議の在り方は、国会で御判断いただくもの」と従来の答弁を再び行っている。国会審議の在り方は国会が判断するのは当然であって、ここで問うているのは、法案の審議を願っている

立場にある政府として、東ね法案という形式であっても国会審議の形骸化を招来することや国会議員の表決権を侵害することはないとの認識の下で、東ね法案の形式で提案しているのかということである。改めて明確に答弁されたい。

五 私が提出した「東ね法案に関する第三回質問主意書」(第九十回国会質問第七九号)の六において、「各省等の所管である法律の改正を内閣官房の所管で行おうとするのは、内閣の重要施策について、内閣官房・内閣府が政策の方向付けに専念し、各省等が中心となつて政策を推進することができるよう、内閣官房等のスリム化を図った「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法第六十六号の趣旨に逆行する」ことを指摘したところ、これに対する答弁(内閣参質一九〇第七九号)では、同法は、「国の行政機関が、全体としてその機能を最大限発揮できるようにし、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能を強化することを趣旨とするものであり、各省等の所管する法律の改正に関する事務を内閣官房の所管で行うことがその趣旨に逆行するとは考えていない」との答弁があった。

しかし、その後の状況を見るに、私の質問に対する政府の答弁(内閣参質二二一第二六号)でも片鱗が明らかになったように、各省等の所管する法律の改正に関する事務が依然として内閣官房において数多く行われており、また、内閣官房及び内閣府には法改正により多くの事務が追加されている。「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」(平成二十七年一月二十七日閣議決定)に基づき見直された内閣官房及び内閣府の業務は、再び、肥大化の過程にあるのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和五年四月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員吉川沙織君提出東ね法案及び新規制定の法律案に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出東ね法案及び新規制定の法律案に関する第三回質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「この例のような法律案でその題名に「特例」又は「特別措置」が含まれていないもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「新規制定の法律案であつて「題名に「特例」又は「特別措置」が含まれていないもの」及びお尋ねの「前回答弁書の「一について」で政府が答弁した法律案の題名に「特例」又は「特別措置」が含まれているもの」については、前々回答弁書(令和五年三月七日内閣参質二二一第二六号)一及び二についてでお答えした「内閣提出法律案のうち本則において二以上の法律の改正又は廃止(以下「改正等」という。)を行う法律案の数」に含まれていない。

二 について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、「複数の既存の法律の規定について特例を設けよう」とする場合に、法律案の立案の段階で、その「複数の既存の法律の規定について特例を設けよう」とする目的 対象等を踏まえて検討した上で、「新規制定の法律案」として提案することが適当であるという結論に達した場合、そのような形で提案することがある。

政府としては、そうした法律案を含め、いずれの内閣提出法律案についても、国会での審議、ホームページへの掲載等を通じ、丁寧な説明や内容の周知に努めてきたところであり、ま

た、国会の審議の在り方は、国会で御判断いただくものであると考えている。

三について

前回答弁書（令和五年三月二十八日内閣参質二一第一号をいう。以下同じ。）二、三及び五についてでお答えしたとおり、「内閣提出法律案の件数及び「束ね法案の件数及び内閣提出法律案に占める割合」については、法律の制定又は改正の必要性を勘案した結果及び一つの法律案の本則において三つ以上の法律の改正を行うか否かについて個々の法律案ごとに判断した結果」であり、御指摘の「近年において束ね法案が相対的に増加している」との認識（中略）は有していない。」との答弁は、「政府は、近年において束ね法案が相対的に増加していることを認識した上で国会に束ね法案を提出してきたのか」とのお尋ねに対して、内閣提出法律案の立案に当たって「束ね法案の件数」や「内閣提出法律案に占める割合」の増減を勘案しているものではないとの趣旨で述べたものである。

四について

お尋ねについて、御指摘の「法案の審議を願ひ出る立場にある政府」としては、国会審議の在り方は、国会で御判断いただくものであると考えており、また、政府は、法律案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法律案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法律案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、法律案の立案の段階でこれらの事項を前回答弁書七の3についてにおける「その他の事情」（諸般の事情）と併せて十分に検討した上で、個々の法律の改正法案として提案するよりも二つ以上の法律の改正を一つの改正法案として提案することが適当であるという結論に達した場合、そのような形で提案することがあるとの立場である。

五について

御指摘の「再び、肥大化の過程にある」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房及び内閣府においては、御指摘の閣議決定等を踏まえ、内閣が取り組もうとする政策課題についてより機動的に対応し、重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織の統合や廃止等の必要な対応を行ってきているところである。また、内閣官房及び内閣府の事務の追加については、内閣官房及び内閣府の基本的性格及び任務を踏まえつつ、それぞれの事務ごとに、内閣官房又は内閣府が所掌する事務との関連性や、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい事務であるかどうか等の観点から、総合的に判断された結果、行われたものである。